

## 平成26年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年3月13日（第8日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	杉原忍
総務課長	百武和義	財政課長	片渕克也
財産管理専門監	中村恭子	税務課長	吉原拓海
収納対策専門監	門田藤信	企画課長	相浦勝美
会計管理者	岩永信秀		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	井崎好信	12番	大串弘昭
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第7号 白石町防災会議条例の一部を改正する条例について

(質疑・討論・採決)

- 日程第3 議案第8号 白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案質疑  
議案第15号 平成25年度白石町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議案質疑  
議案第21号 平成26年度白石町一般会計予算

---

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、大串弘昭議員の両名を指名します。  
本日の議事進行について申し上げます。  
本日は総務部門の議案を審議をいたします。  
審議は、質疑、討論、採決の順で行います。  
なお、「平成25年度一般会計補正予算（第7号）」及び「平成26年度一般会計予算」は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第7号「白石町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案の第7号「白石町防災会議条例の一部を改正する条例について」、2点ほどお聞きをいたします。

説明があったかと思えますけれども、重複するようですけれども、そこはひとつ時間がちょっとたっておりますので再度の説明にもなるかと思えます。非常に大事な防災会議の条例であります。委員を19名から3名ふやして、その3名を女性を登用するということでもありますけれども、その3名のどういう構成団体を考えていらっしゃるのかということが第1点であります。

第2点目に、残りの19人はどのような分野から登用を計画されておられるのでしょ

うか、お尋ねいたします。

#### ○百武和義総務課長

今回19名から22名に3名増員ということで改正をお願いしておるわけですが、これは先ほど議員おっしゃったように女性の委員を加えたいということで考えております。この委員につきましては、まず白石町地域婦人連絡協議会、それと白石町婦人防火クラブ、この2つは入っていただきたいということで考えております。あと一名については現在検討中でございます。

あと、現在までの19人の委員の構成についてお尋ねでございます。

19人につきましては、国土交通省河川事務所の牛津出張所と朝日出張所、それから武雄土木事務所、武雄農林事務所、白石警察署、白石消防署、白石町消防団長、JAさが白石地区中央支所、有明海漁業協同組合運営委員長代表、それから白石土地改良区、それと白石町駐在員会代表、それから町内建設業者代表、それとあと議長ですね。町議会議長、それから町長、副町長、教育長と、あと農村整備課長、土木管理課長、建設課長、この19名で現在は構成をいたしております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

今メンバー的な構成については伺いましたけれども、今回初めて女性の団体等から3組織ということでありましたが、町の行政の審議会とか、そういうあり方のときに前もって資料を配付とか、そういうふうなこと、配付でないとか、当日だけであったりとか、いろいろ審議会によって違うようですので、今回のことについてはこれまでの職域の方々はどちらかというとプロのような方が多いので、今回女性3名ということでありますので、資料は前もってきちっと配付をされて、適切なアドバイス等も加えていただきたいというふうに思います。その方たちができないということではないですが、今回初めてですので、よろしくお願いをしたいと思います。その点について。

#### ○百武和義総務課長

防災会議の会議の前に前もって資料を配付してほしいということだと思いますけども、この件については先ほど議員おっしゃったように特に新しく入っていただく方々については十分にその辺は配慮させていただきたいと思います。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○岩永英毅議員

関連してですけれども、3名の中に男女共同参画事業のメンバーがいらっしやると  
思いますけれども、その辺をあと一人加えてみてはどうですか。

#### ○百武和義総務課長

先ほど男女共同参画のグループの方からも入ってもらったらどうかという御意見で  
ございます。

これについても今検討をしております。3名増ということで、先ほど婦人会と、そ  
れから婦人防火クラブから入ってほしいということで、あと一人分ちょっとあります  
ので、あと一方どなたに入っていたらどうかということで現在検討をしております。  
そういったことで、先ほど出ました意見についても十分検討をさせていただきたいと  
思います。

#### ○大串武次議員

先ほど現在の定員が19名ということで構成メンバーで、今度機構改革も検討されて  
いますが、建設課長と、それから土木管理課長の指名があったわけでございますけど、  
その辺についての定員数の問題は検討されたのか、お伺いいたします。

#### ○百武和義総務課長

大串議員おっしゃったように先ほど19名の内訳を申し上げましたけれども、この中  
には土木管理課長と建設課長2人入っております。4月からはこの2課を統合いたし  
まして建設課1本にするということで御説明をしておりました。そういったことから  
すれば現在の19名は18名でいいということにはなるわけでございますけども、それで  
22人といえればあと4人の枠ができます。その4人の枠の中で先ほど言いました女性の  
委員さん、これについてはいろんな意見も聞きながらどなたに入っていたらどうか検討  
していきたいと思っております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○井崎好信議員

関連でございますが、今回女性を委員に入れるというふうなことでございます。新  
旧対照表を見ておきますと、ただ改正は3名の増員のみになっております。女性、今  
後この防災会議条例というのは今後ずっと続いていくものだというふうに理解をして  
おりますが、その改正の中に女性を入れるということの文言がやはりできなかったも  
のか、人数は入れなくても女性を含むとか、そういった文言を明記することができな  
いのか、やはり男女雇用関係からか、そういったことでできなかったのか、その辺お  
伺いをいたします。

#### ○百武和義総務課長

議員御指摘のように女性委員を加えるということでの改正ですので、女性を入れる

ということでの条例の改正も一応検討はいたしました。ただ、現在の条例の中身では委員は次に掲げる者をもって充てるということで、1号目に指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者、2号で佐賀県の知事の内部職員のうちから町長が任命する者、以下8号まであるわけでございますけども、この8号目には白石町内にある公共機関及び公共的団体の役員のうちから町長が任命する者、この8号に先ほど申し上げました地域婦人連絡協議会とか婦人防火クラブは該当いたしますので、特別に女性組織ということはどうたわなないで、この8号を適用させていただいて入っていただくということで検討をした結果で、ちょっと人数のみの改正という内容になっております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○岩永英毅議員

その機構改革に伴うあれですけれども、建設課長が入ることになれば、あと財政課長とか議会も議長だけじゃなくて議長多忙ですから副議長も入れておくとか、そういうのを検討していただきたいなというふうに思います。

#### ○百武和義総務課長

先ほど申し上げましたように機構改革によって1名ダブリになりますので実質4名増ということになります。その中で先ほど出していただいた御意見も十分検討させていただきたいと思います。

#### ○吉岡英允議員

1点、お伺いします。この防災会議ですけども、これ年に何回されてあるものか。また、定期的にされていなかったら緊急時の防災会議なのか、そこら辺をちょっと御説明をお願いいたします。

#### ○百武和義総務課長

この防災会議につきましては、次の事務をつかさどるということで所掌事務が書いてありますけども、まず1つ目に白石町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。2つ目に、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。それから3つ目に、水防法第32条の水防計画を調査審議すること。4つ目に、前の3つに掲げるもののほかに法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務ということで所掌事務がなっております。まず、こういったことで今現在この防災会議については雨季前の5月下旬に年に1回会議を開いております。その中で、水防計画のこととか、それから地域防災計画の見直しがあった場合には、そういった見直しの内容について検討させていただくということで毎年行っております。

災害が発生した場合にも情報を収集することと、こういうことで申し上げましたけれども、この部分については今現在この事案に該当するような災害が発生していないということから臨時での防災会議は今のところここ数年は開催をしておりません。

#### ○片淵 彰議員

先ほどの井崎議員の関連でございますが、町の文言で入れてないと、そこの中に入るということじゃなくて、男女の区別をして法的な問題もあるんじゃないかと思うんですね。今、例えば事務員さんを募集するとき女性とかという枠は書けれんとですよ。だから、その法的な枠でこの男女のこの文言を入れないというようなことがないかどうか、ちょっと法的な問題はどうかですね。

#### ○百武和義総務課長

特にこういった審議会とか、こういったものに女性委員とかの表現はまずしてないというふうに思っております。そういったことで、特別にこういった条例に女性委員とか、そういったことの中身も逆に好ましくないのかなということも、ちょっとこの条例を改正する前の段階では検討いたしました。特にいけないという縛りはないとは思いますが、はい。

#### ○久原房義議員

女性の方を登用するというので、これは非常にいいことだとは思いますが、これは女性男性区別なく、もう当然いろんな組織に女性の登用とかはこれはもう国挙げてもう言われておることですから、どちらかといえばもうこれ遅きに失したという感じで受けとめております。そういうことで、この防災会議のみじゃなく、ほかの条例等、いろんな審議会等ありますけども、そこら辺については総点検をされましたか。女性の方が入っておるのか、入っていないのかという。たまたまこれは防災会議のことですけども、いろんな審議会等ありますけども、全部点検されました。

#### ○相浦勝美企画課長

各種審議会とか、こういう会議に女性の登用をということで男女共同参画係としては毎年各課に調査をいたしまして目標が30%になっていますので、全然いない審議会とか、もうかなり低い審議会、あるいはこういう会議が多ございます。各担当には毎年事あるごとに女性の参画を呼びかけているところでございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号「白石町防災会議条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第8号「白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

2点ほどお尋ねをいたします。

議案として出していただいた新旧対照表をごらんください。

まず第1に、お尋ねします。この現行と改正案を比較したときに団員の5年以上10年未満が5万6,000円上がっております。それ以外は5万円の引き上げになっておりますけれども、その理由を説明をいただきたいと思っております。団員の5年以上10年未満が5万6,000円で、その他は全て5万円以上の引き上げにつながっておりますけれども、この違いはどういう考えなのか、第1点にお尋ねします。

2点目として、消防団員の退職報償金の変更は過去いつごろ行われて、そして今回提案がなされているのか、お尋ねいたします。

#### ○百武和義総務課長

まず、第1点目の団員以外は一律5万円で団員のみ5万6,000円の理由はということでございますけれども、これにつきましては特に今回消防団支援法の改正の内容が消防団の処遇改善ということから考えられて、この退職報償金にも反映をされておりますけれども、この中で特に団員については手厚く退職報償金も手厚く改正をしたいということでのほかの階級とは違って6,000円多くなっているのではないかというふうに思っております。

それとあと、改正はいつごろ行われているかという御質問だったかと思っておりますけれども、これについてはほぼ大体毎年退職報償金の見直しは国のほうでなされておりました、それに準じて各市町村のほうも改正をほぼ毎年行っております。この改正については大体今の時期3月議会のほうでこの条例改正案をお願いしながら改正をしているという状況であります。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○大串武次議員

非常に聞きにくいような点でございますが、これだけ改正をなさることは私は賛成でございますけど、時に名誉団員といいますか、名ばかりで活動にはもうほとんど参加が少ないというふうな方もいらっしゃるということでございます。そういう話を聞いたことがございます。そういうふうな形の中で査定といいますか、そういうふうなことは過去にあったことがあるのかないのか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

### ○百武和義総務課長

消防団員の中でなかなか日ごろの火災の場合の出動とか訓練への出動とか、そういったことに出動していない団員の取り扱い、退職報償金の取り扱いということでの質問だと思いますけども、これにつきましては特に団員については5年過ぎれば退職報償金が発生をします。そういったことで、この5年になる前に各部長さんにとりか、幹部の皆さんにもですけどもお願いをして、そういった団員がおられればもうちょっと辞職の申し出をしていただいております。そういったことで毎年お話をさせていただいております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝口 誠議員

この条例ですけども、平成26年4月1日から施行ということでもありますけども、とし退団される方は4月1日付でしょうか。対象になりますでしょうか。

### ○百武和義総務課長

これについては白石町のほうでは退団する日付は入退団式、これは毎年4月10日前後にしております。その日付で退団日ということにしておりますので、一応4月10日となれば4月10日付ということで、この4月1日には該当はするということにはなりません。ただ、これうちの各市町村から掛金を徴収した結果で退職報償金を支払うという制度でございますので、これ基金という組織がございますけども、そちらのほうで最終的にどういう判断をされるんかはちょっとまだ確認をしておりますけども、恐らく今までもずっとそうしてきましたので、4月の今度やめる方も該当するということで考えております。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○井崎好信議員

昨今非常に消防団の入団が少ない中でこういった退職報償金を上げるというふうなことは非常に結構なことだというふうに思います。しかしながら、この条例が5年刻



みというふうに、これは以前からなっとったように思います。5年刻みといたしますとちょうど退団するころ、入団がそれぞれ退団するときも入団が違うわけがございます。それで、入団の時期によってはやはりちょうど15年以上20年未満の方と、あるいは20年以上25年未満の方とそういう退団が同じ同期入団しても違いがあるわけですね。それ当然退団するときは班長、あるいは副部長、部長とか、そういう幹部でやめられるわけがございますが、やはり同年でやめんばならんというふうなことが何ぼでもあります。それぞれの退団の入団が違いますので、退団すつときはそれは同年ひとちやみゅうかいて、その幹部が部長、副部長、あるいは会計とそう3役しとってやめえよというふうなことでやめるわけですが、そういう5年刻みになりますと、やはり5年ずつ退団が違うわけですね、こういう退職報償金が。それで、本当はそういう幹部といたしますか、15年以上過ぎたら、もう年度ごとといたしますか、1年刻みそういった改正、これはもう全国一律だというふうに思いますが、そういう弊害というか、やはり15年以上20年未満と20年以上25年未満ではもう8万円違う。そして、20年以上25年未満と25年以上30年未満ではもう13万6,000円違うわけですね。そういう同じやめる時期によって入団が違いますから、そういう5年刻みになりますとそういう金額大きく差が退団報償金が出るということで、こういったある程度幹部、15年以上過ぎましたら30年までぐらいは1年刻みの退職報償金が本当は望ましいかなという私もそういった経験がございますのでと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

#### ○百武和義総務課長

先ほど議員おっしゃったように5年刻みでの退職報償金ということで、年数が長くなれば長くなるほど、もう1年の差で先ほど言われたようにもう多いところではもう十何万円とか違ってきております。これについては今現在の消防団員も承知はしておられるというふうには思っております。それで、たまたまあと一年すつき上があばってんなという思いもあられる方もあるかもわかりませんが、そういったことはもう抜きで皆さんもう時期が来たら退団するというので現在はされていると思います。先ほど言われたように例えば20年以上の方についてはもう1年刻みにしてほしいとか、こういったことについては何か機会があれば御意見等は申し上げていきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を採決をいたします。本案に賛成の方は起立願いま

す。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

##### ○白武 悟議長

日程第4、議案第15号「平成25年度白石町一般会計補正予算（第7号）」の総務部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、予算書1ページから歳入24ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

##### ○久原房義議員

まず、歳入の17ページ、県補助金のところですが、J R長崎本線沿線地域特別助成金500万円の減ということでございますが、これはいかなる理由からなのでしょう。まず、その点お尋ねします。

##### ○相浦勝美企画課長

総務費の補助金、佐賀県J R長崎本線の沿線地域特別助成金500万円の減でございます。

実は、これ12月の補正でお願いをして出た数字500万円でございますが、この県営地域水田農業再編緊急整備事業の一部として助成がされております。この事業が25年度から26年度に繰り越しの予定でございます。そういうことで、この緊急整備事業に対する助成500万円丸々減額をすることをお願いしているところでございます。

以上です。

##### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

##### ○秀島和善議員

補正予算書の20ページをごらんください。

20ページの5節の選挙費委託金で減額補正として参議院議員通常選挙事務委託金388万8,000円ということで減額補正となっております。これについては29ページに歳出の29ページに選挙費として参議院議員通常選挙費として補正額371万7,000円で時間外勤務手当ということで3節に職員手当等減額補正236万4,000円ということでなされておりますけども、この関連だと思えますけれども、この388万8,000円の減額補正の理由についてお尋ねをいたします。これが第1点です。

第2点目です。23ページを広げていただきます。

5目の雑入の4節企画課雑入として有料広告掲載料10万円とありますけれども、有料広告掲載料でどういう部門に掲載をなされていたのか、幾つの有料広告があったのかということについてお尋ねをいたします。

議長、24ページまででしたね。

**○白武 悟議長**

24ページまで。

**○秀島和善議員**

以上です。

**○百武和義総務課長**

20ページの参議院議員通常選挙事務委託金の減額補正の理由についてお尋ねでございます。

これにつきましては、先ほど言われたように29ページで歳出のほうの減額をしておりますけれども、実績に伴う減額ということでございます。

以上です。

**○相浦勝美企画課長**

23ページの5目雑入の4節企画課雑入の広告料広告、有料広告掲載料についての御質問です。

10万円の増額をお願いしている項目でございますが、当初で40万円を見込んでおりました。この有料広告は広報「白石」に載せております普通の色つきでないのが8,000円、1こまですね。カラーが1万2,000円、この2種類がありますが、これを29件、14件、この2つを見込んでおりましたが、非常に人気が高くて希望がありました。8,000円のこまが40件、1万2,000円のこまが15件ということで見込みが50万円になります。合わせまして10万円の増額をお願いしているところです。

以上です。

**○秀島和善議員**

もう一点だけお尋ねをいたします。

補正予算書の21ページ、17款の寄附金の1目指定寄附金のところですが、説明の欄で2節のふるさと寄附金として120万4,000円、そして3節のまちづくり支援寄附金でまちづくり支援寄附金ということでもありますけれども、この寄附金のそれぞれ何名分で金額が幾らであったのか、お尋ねをいたします。

**○相浦勝美企画課長**

ふるさと寄附金についての120万4,000円の増額についての御質問でございますが、当初150万円、21年度から平均しまして大体150万円ということで見込んでおりましたが、ことし25年度の見込み15件で270万4,000円が見込まれています。その差額として

120万4,000円の増額をお願いしています。15件で件数は余り変わりませんが、大口の寄附者が1件あってトータル270万4,000円の寄附額が見込まれております。

以上です。

#### ○中村恭子財産管理専門監

まちづくり支援寄附金ですけれども、これはまちづくり支援自動販売機の収益に対してコカ・コーラウエストさんから全販売額の20%が寄附されておるものです。その自動販売機がまちづくり支援自動販売機は町内に17台ございます。予算は120万円計上しておりましたが、実績が159万円でしたので、39万円の増収ということでここに上げております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○草場祥則議員

23ページの1節の総務課雑入で市町村職員中央研修所の助成金ということで上がっておりますけど、詳しくちょっと教えてもらえませんか。

#### ○百武和義総務課長

これにつきましては、毎年町の職員に対していろんな研修を実施しておりますけれども、その中でも市町村アカデミーというところと、それからJ I A Mというところに派遣した場合にはこの受講助成金というものが来るようになっております。市町村アカデミーに2人、J I A Mに2人、合計4人職員が受講をしておりますけれども、それに対する助成金でございます。

#### ○溝上良夫議員

20ページ、財産収入、財産運用収入ですね。土地貸付収入で134万円増額になっております。これは1件なのか、何件か重なって134万円になったのか、お伺いをいたします。

#### ○中村恭子財産管理専門監

土地貸付収入は年間を通じて貸し付けているものと、1カ月から6カ月とか短期の臨時的に貸し付けている土地があるんですけれども、ここに上げておりますのは約16件の建設業者等に貸し付けている3カ月とか6カ月とかという短期臨時貸付分を計上しております。当初は年間貸付分の分だけ250万円上げておりましたが、その後実績で134万円、16件分が増加したということです。よろしいでしょうか。

#### ○溝上良夫議員

たまたま今年度はそういう形で建設業者の方が多く借られたということでよろしい

でしょうか。

**○中村恭子財産管理専門監**

例年臨時的なものはこうやって補正予算のほうで上げさせていただいておりまして、件数的にはほぼ15件から20件ぐらいの間だと思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出に入ります。

25ページから56ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

**○片渕栄二郎議員**

補正予算書26ページの3節職員手当等ということで退職手当組合負担金に1,500万円ということで、これは説明によりますと早期退職者というような説明があったと記憶をいたしております。そういったことで、何名分で勤務年数は何年だったか。

**○百武和義総務課長**

ここでお願いをしております退職手当組合負担金1,500万円につきましては先ほど議員おっしゃったように早期退職者ということです。これについては、毎年町のほうで50歳以上で勤務年数が25年以上の方を対象に勧奨退職ですね。の申し出の受け付けをしております。これに申し込まれたというか、申請をなされた方々の4人さんでございます。それと、勤務年数については、1人が33年、もう1人が36年、あと2人は37年ということになっております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

日程第5

**○白武 悟議長**

日程第5、議案第21号「平成26年度白石町一般会計予算」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりとお示しください。

まず初めに、1ページから歳入の44ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

## ○片渕 彰議員

ページ、3ページ、歳入の2点お願いします。

町民税、昨年より4,000万円ほど上がっておりますが、ここにことしの歳入予定として4,000万円ぐらいの財源ですね。それについてどの辺が町民税が上がった理由があるか、お教えてください。

それと、たばこ税についてもですが、これ1,680万円、今ちょっとたばこを吸う人が少なくなっている中でこの4月からの消費税は余り関係ないと思いますが、その辺の1680万円の増はどういった財源確保ということで計上されているのか、お願いします。

## ○吉原拓海税務課長

まず、町民税について約4,000万円ほど増額に今度新年度予算ふえているということについての御説明をいたしたいと思えます。

まず、町民税の予算を立てますときに昨年の最終収入見込み額から所得の伸び率、それから徴収率等を掛けまして法改正等の影響額を減算しまして出すわけでございます。所得についてはそれほど伸びていないというふうなことで考えておりますけど、徴収率のほうが今のところ約98%ぐらいで安定しております。ただ、昨年までは96.5%という形でどうしても所得の伸びとか徴収率のほうで幾らか影響して、所得の伸びというのがどうしても必ずもう見込みが12月、11月ごろしますのでできるというふうなものでございませので約96.5%で今まで徴収率をやっておりました。その分をことしは97.5ということで1%上げております。その分で約4,000万円ほどふえたというふうなのが1つでございます。

それから次に、たばこ税についてでございます。

たばこ税についても、実は本数からいきますと平成24年までは約4%から五、六%の間で本数は減っておりました。ただ、平成25年度につきましては税率改正とかいろいろなものが影響しておって減った人数がある程度落ちついたのかなというふうなことで思っておりますけど、25年度です。昨年度については本数が24年度と比較しましてほぼ100%、少しふえるんじゃないかなと思っております。毎年4%から6%、そのぐらいで減っておりましたので、予算の計上はそのくらい減るんじゃないかというふうなことで見込んでおりましたけど、25年度については本数がまず減らなかったのが一つの理由。それともう一つは、県たばこ税の一部が平成25年4月、昨年の4月から三級品以外で644円、それから旧三級品で305円、法人税絡みで県の一部、県たばこ税の一部が町たばこ税に移譲されるというふうなことになりました。そういうふうなことで、本数に掛け算をするというふうなことで増収というふうなことになっております。そういうふうなことで、26年度につきましては26年度は消費税が3%ほど上がりますので、今度は26年度につきましては約2%ぐらいは本数が落ちるんじゃないか、買い控えがあるんじゃないかというふうなことで見込みまして、昨年の最終調定とあわせまして昨年よりはかなりふえた額になっております。約1億9,000万円近い数字になるんじゃないかというふうなことで見込んでおります。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原久男議員**

17ページですか、このゴルフ場の利用税について、交付金ですね。この件についてちょっと詳しく説明をお願いします。

それから、この前年度から見れば10万円の減ということで、ただゴルフの入場者数が減っての減か、それとも何かほかにあるのか、その辺のことについて。

**○吉原拓海税務課長**

ゴルフ利用税交付金でございます。

ゴルフ利用税交付金につきましては、当町につきましてはむつごろうカントリークラブがございまして、そこについて利用される場合は1利用料につきまして200円という利用税がかかっております。その分について当町のゴルフ場の面積案分に絡みまして交付があるというふうなことでございまして、その分がゴルフ利用税交付金というふうなことで入っております。これについても基本的には利用された分の分が来ますけど、毎年平成17年度につきましては決算額で167万4,000円ほど入ってきておりますけど、大体150万円から130万円ぐらいで23年度までは推移しております。その分をことしは昨年より10万円ちょっと少なくというか、県の指示のが大体出ますので、その分について計算をいたしまして140万円というふうな数字を出しております。

以上です。

**○久原久男議員**

この利用税がプレーヤーの方が幾らかの100円か200円ぐらいでしたかね。めいめいが払うわけですが、このプレーヤーの方といいますか、同好会といいますか、そういうふうな方がこの利用税には絶対反対というふうな動きもあるわけですが、その辺のことについてはどういうふうにお考えですか。

**○片渕克也財政課長**

全国のゴルフ場の協会だとか、ゴルフの愛好者の皆さん方からゴルフ場利用税の廃止については再三要望があつておるようでございます。ただ、町といたしましては全国のゴルフ場を抱える市町村についてはやはりそのゴルフ場を利用される方々が例えば通られる道路のいわゆる町費を使って整備をしていると、いわゆるその分の財源としてはいただきたいというふうな、そういったことでそういった設置市町村のグループとしては現在反対というか、継続というふうなことで立場をとっているところでございます。

**○吉原拓海税務課長**

財政課長が申し上げたとおり、このゴルフ利用税が設立されたときの目的としましてゴルフ場に係る道路の整備や雨水による流出土砂排除等に係るためのそういう相当な財政が町、地方の公共団体に係るだろうというふうなことの目的に使用するというふうなことで創設された一つでございますので、当町としましても利用者のほうからそういう御意見がお聞きしますけど、あったがいいのかなというふうなことで考えております。

以上です。

#### ○久原久男議員

入場者数がふえれば、この利用税の交付金というのはふえると、そういうふうな考え方でいいですか。

#### ○吉原拓海税務課長

ゴルフ利用税交付金については税収入額の10分の7に相当する額を市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額を交付するというふうになりますので、利用者がふえればふえるほど税収がふえると思っております。

#### ○白武 悟議長

ほかに。

#### ○片渕 彰議員

3 ページですが、先ほどの町民税についてちょっとわからないところがあったものですからもう一度お尋ねします。

昨年より4,000万円ほどふえているのは徴収率が伸びて97.5%になったから、その率をしたら4,000万円なりますよということをお聞きしたんですが、じゃあ払う人の分だけ上げてきたら徴収率はよくなると。徴収率は最近ようなとるもんねというのは、これがからくりですか。それとも、町民税というのは全体を上げてくる、全町民の町民税をここに上げてくる分じゃないでしょうか。その辺ちょっと私あれですが、ちょっともう一度説明を。

#### ○吉原拓海税務課長

町民税と申しますのは、基本的に個人の方が申告をされて課税される税金でございます。その中に幾分入りますのは退職所得とかの分離課税の分とか、譲渡所得、土地とか家屋の売買等に係る分、そういうものも入ります。そういう部分の町民税の部分に関しても約98%で推移している、もうここ近年ですね。そこら辺で推移しているというふうなことでことは1%上げたというふうなところですよ。

ただ、昨年詳しく申しますと昨年の当初予算につきましてはもうタマネギとかいろんなものが悪くなった、それからもう一つは給与についても例えば国家公務員、地方公務員については削減がされている。そういうふうなことで、所得収入減が見込まれる、それから年金についても幾らか減らされるというふうなことがあっております



ので、24年度についてその当初予算もかなり抑えているという傾向があります。ただ、そこら辺の抑え方の問題がありまして、24年度が抑えたというふうなことがあります。今回は少し税率だけではなくてそこら辺も少し伸びているというふうなことも影響しているところだと思います。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

3 ページの一番下のほうの9 番目にあります地方特例交付金ですけれども、この地方特例交付金というのは今回500万円の予算ですが、以前は3,000万円とか、少し大きい金額が示してありました。これについては途中の多分9月の補正予算か何かで昨年度も補正をされていたんですが、途中で補正をされていたというのをちょっとどういう意味なのかなと思います。これは住民税に関するものの何か特例じゃなかったかなと思います。この途中で上げられていた、昨年もですね。そういう経緯というのは、普通はもう何か最終的にされるような気がするんですけど、この中身は個人住民税に関するものかなと思います。特例的なので毎年の中身は変わるのか、自分の理解と違うのか、途中で上がるというのはどういう、多分7月ごろに決定されて9月の補正をされているのかなとちょっと思いましたので、そのことがちょっと不思議に思うことがその1点と、それからページの17ページですが、もう一点、ページ、17ページの今回地方消費税交付金というのがあります。今回3,900万円ほど上乗せしてあります。これについては説明で子育てに1,000万円と社会保障費に2,900万円というふうなことを言われました。通常は社会保障とか子育てにももちろんいろんな予算がつけられているんですが、このことによって3,900万円余計来たので今までの分はカットしてこのお金を充てようという、そういうことなのか、それとも今までの分に上乗せして社会保障費と子育てにちょっと多目に予算をつけようというふうな予算の仕組みになっているのか、その辺金額ではちょっと私がいまいちわからないので、考え方としてどういうふうになっているのか、その点をお願いします。まず、2点をお願いします。

### ○片渕克也財政課長

まず、地方特例交付金についてでございます。

例年9月前ぐらいに交付額が通知になります。それによって確定しますので、その時期によって補正を計上するというふうな形をとっております。本年度の500万円、前年も500万円でございますけれども、今のところ国の概算では前年度よりも5%程度の減が見込まれております。ただ、25年度が547万円程度の通知がっておりますので、当初予算としては500万円というふうな数字を計上しているところでございます。

それと、地方消費税の3,900万円の分でございますけれども、一応この何に使ったのか、いわゆる3%増加した分は何に使ったのかというのは、これを明らかにしていわゆる福祉、社会保障に用途をはっきりさせるというのがこの増税分の大原則でございます。

います。一応予算上も大体子育て、それから高齢者対策、それと町は年金は関係ございませんけれども社会保障という、こういったところで、まず町としましては子育てということで学童保育も27年度からは6年生まで預かるというふうな形をとらなければならないというところでどうしても手狭だというふうなところで整備をすると、その財源にしよう。それと、あとはもう国民健康保険でございます。御承知のとおりずっと赤字でございますので、この基盤を確かなものにしようということでそこに充てると。ただ、次年度以降、また高齢者の保健福祉計画等もできて昨日までいろんな議論がなされてまいりましたが、そういう方面にも充てていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

考え方としてはこの消費税に関してはちょっと少しこれまでよりも多くなるのかという感じがしたところです。先ほどの特例交付金で何に対してなのかと、私の考えで個人住民税だろうなというのをずっと思っていました。その点についてちょっと私1つ質問が少なくなるのでちょっとその点をさっきの分ではありますが、ちょっとあれですけど、2回になる。

### ○吉原拓海税務課長

さっき内野議員の質問についてお答えいたしますけど、地方特例交付金のほうに住民税の云々があったのではないかという御質問ですけど、実は先般議会で条例改正をお願いした個人住民税の500円アップというふうなことでございます。この分については個人町民税、3ページの一番上ですね。町民税のほうに影響をしております。実は、ちょっと片渕議員のほうの質問にも加えさせて説明させていただきますけど、平成26年度につきましては均等割を500円上げさせてもらうというふうなことで予算を立てております。1万1,576人が均等割の課税者になるだろうというふうな見込みを立てまして、578万8,000円ほどが当初課税ふえる。その分につきまして徴収率あたりを掛けまして約530万円ぐらいはその町民税の500円アップに係る影響額がふえる、増額になるというふうなことで我々は試算しております。ただ、地方特例交付金のほうにこれが入るというわけではございません。あくまでも町民税のほうにこれが増額になるというふうなことでございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝口 誠議員

14ページの軽自動車税ですね。それから、15ページの自動車重量譲与税、それから17ページの自動車取得税交付金ですね。この3つ、税制改正で変わったと思いますけど、その予算の根拠ですね。お願いします。

### ○吉原拓海税務課長

まず、14ページの軽自動車税について御説明申し上げます。

今回、消費税が3%、5%から8%に上がるというふうなことで増額になります。ただ、その分にかわりまして軽自動車でも地方税の改正がっております。ただ、軽自動車税につきましては、ことしの4月以降購入された分について平成27年度から課税する、4月1日の所有者に対してかける税金でございますので、平成26年度については軽自動車税の改正がありますけど影響はないというふうなことでございます。実質影響がありますのは27年度からになります。

それから、自動車重量譲与税についても今回消費税の改正に絡みましてエコカー減税対象車について平成25年4月1日から幾らか税率改正がっております。この分については、あくまでも当町に入りますのはその車検のときとか登録改正のときの重量税の収入に対して交付されるものでございますので、当然影響があってまいります。その分で約1,150万円の減額というふうな予算を今組んでおります。

それともう一つ、17ページの自動車取得税交付金についてでございます。

自動車取得税についても自家自動車については5%から3%に下がるというふうなことでございます。この分についても影響があるというふうなことで50.4%、昨年と比較しまして50.4%の影響で1,100万円の減額というふうなことで計上しているところでございます。

以上です。

### ○片渕克也財政課長

いずれの交付金、剰余金関係についてはいわゆる政府の概算要求段階での見込み、あるいは県ですね。例えば自動車取得税なんかは県の見込み、そういったところで見込み数値が通知がありますので、それをもとに算定をしております。ですから、地方消費税も同じでございます。ですから、景気の動向とか、その後また見直しがかかるということも考えられますので、一応当初予算はそういった指示により計上しているところでございます。

### ○片渕 彰議員

ページ、また3ページの内野議員さんとちょっと重複するところがあると思いますが、その500万円のこの地方特例交付金についてお尋ねですが、これは24年度は大体1,000万円当初予算で組まれておりましたけど、昨年、ことしと500万円になった、その背景はどういったふうに考えればいいのでしょうか。お答え願います。

### ○片渕克也財政課長

この主なものはいわゆる住宅取得控除、いわゆる国税の申告のときに住宅の所得して借り入れした分の控除というのがございますけども、その分がいわゆる住民税に影響部分ということで特例交付金として交付されると承知しております。

### ○内野さよ子議員

今、先ほどもちょっと申し上げたんですが、今の片渕議員のあれで以前はもう本当3,000万円とか4,000万円とかあったんですよね、記憶にすると。最近は少ないなとちょっと思っているところです。

○白武 悟議長

何ページのところですか。

○内野さよ子議員

今の特例交付金ですけども、ちょっとそれは別としてそれもちよっと思っていました。最初に私がさっき申し上げてたと思いますが、別のことを質問します。

○白武 悟議長

別ですか。質問は。

○内野さよ子議員

今の質問は一番さっきの1回目に質問したときに私以前は高かったんですけど最近では少ないですねということを申し上げたと思うので、今の同じところで……。

○白武 悟議長

それは質問にカウントしなくてよろしいですか。今おっしゃっているのは。

○内野さよ子議員

はい。もう私3回目ですから、もうないのでいいです。

○白武 悟議長

はい、はい。2回。

○内野さよ子議員

いいですね。じゃあ、別の質問ですので、それも今のもちよっとよかったら質問お答えくださってがいいと思いますが、以前は多かったなという記憶があります。

私の質問は28ページの総務費の県の補助金でJR長崎本線で、これで今回で終了という説明があったように思いますが、このことについて多分ことは繰り越しですが、過去の5年間にわたって県の補助金としてJR長崎本線の地域振興策ですかね。そういうふうなものでお金が出されていたと思いますが、今回で終了されるということで、昨年、一昨年と1,000万円とか1,700万円とか、毎年金額が変わっていますが、総額でこれは過去5年間で幾らだったのかということをお答えをお願いしたいと思います。

それから、その下にあります地域少子化対策強化交付金ということがありまして、これについては今回新しく出ました婚活サポート事業の90万円だと思っています。このことについては継続をされて県も補助金を今後も出されるのか、今回1回切りなのか、その点についてお願いします。

**○相浦勝美企画課長**

J R長崎本線の500万円の沿線地域の特別助成金があります。26年度で終わりでございます。過去の実績ということでございますが、ちょっと今資料がございませんので取り寄せます。

次の地域少子化対策強化の交付金でございます。

90万円をいただくように予定をしております。新規の事業で独自色が見られるところという条件がそろっていますので、ずっとつながっていくかどうかは不明であります。とにかく26年度新年度で予算要求をお願いしているところです。

以上です。

**○白武 悟議長**

暫時休憩いたします。

44ページまでを残したまま暫時休憩いたします。

10時44分 休憩

11時00分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

44ページまでの分で総務部門についての歳入につき質疑ありませんか。

**○片渕克也財政課長**

先ほど地方特例交付金について以前は額がもう少しあったはずだというふうなお話でございました。

平成23年度までは、いわゆる児童手当が拡充されたことに伴う地方負担分の補填という形で地方特例交付金の中に算定をされて、その分の負担分を地方特例交付金の中に算定をされております。また、自動車取得税交付金、いわゆるエコカー減税の地方に及ぼす影響額というふうなところも算定されております。ただ、現在では先ほど申したとおり住宅借入金と特別税額控除、これの影響分としてこれだけの分が計上されているということです。地方特例交付金と申しますのは、このように国策等によって地方に及ぼす影響額について特例的に交付されるというふうなことで、従来どおりはずっと続くと思えますけれども、その分の財源とかが確保されればやめられるというふうな形になっております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○相浦勝美企画課長**

先ほどの内野議員のJ R長崎本線沿線地域特別助成金、過去の実績ということでお尋ねがありました。

農地の暗渠排水事業において25年度までに9,870万5,700円でございます。そして、もう一つあります。新有明漁港の既設荷揚げ場改修事業にもいただいております。これが3,222万円でございます。2つ合計いたしますと1億3,092万5,700円ということになっております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑。

#### ○内野さよ子議員

それですと特例交付金については中途であったりいろいろするので、金額についてもこれは何かいろんなものがまざっているなという気がずっとしていたところでした。これで少しわかったような気がします。特例だから特例的にぽっと出るものなど考えていいのかなと思いました。

先ほどJRについてもお答えくださいました。振興策についてはこういうふうなものは県が協力体制を得たところの地域に出した特例的に振興策のお金として出されたものかなと思いますが、本来もともとこのくらい出されるよとか、このくらいの金額でしますよというふうなもとの金額のあって、そしてその金額によって大体同じように出ているのか、その辺のお答えだけお願いします。

#### ○相浦勝美企画課長

この助成金が出るときに協議をいたしまして、その事業の決定を両方で県と各市町村でしております。そのときに大枠を決定して、この額が決められております、事業費レベルですね。ですから、もうその事業が終わった段階で実績が出た段階で助成金が出るということでございますので、年によってどうこう変わるものではありません、この助成金はですね。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○井崎好信議員

ページは34ページでございます。

寄附金で、目の1指定寄附金でございますが、今年度ふるさと寄附金として150万円が計上されております。昨年の実績としまして説明がありましたが15件の274万円という実績というお伺いをしてしております。なかなかこの寄附金は予想はつかないものでございまして、一応150万円という計上をされておりますが、私も12月の一般質問でこの件につきましては質問をしたところでございますが、課長の答弁によりますと半額程度といいますか、それを特産物としてお礼としてお返しの品としてお返しをしているということでございました。今年度もそういった例年どおりのお返しになっているのか、あるいはまた税務課長にお尋ねしますが、例えば1万円寄附をいただいた

とすればどれだけの控除ですか、になるのか、その辺含めて答弁お願いしたいと思います。

### ○相浦勝美企画課長

ふるさと寄附金に対してはお礼という形で各地域の特産品をお送りしております。もう大体基準は1割程度、しかし3,000円いただいて1割ということではございませんので2,000円以上は準備をしておりますが、今年度新年度では寄附者に対しての謝礼一応3,000円の20件分、6万円を計上させております。特に金額が多い人が出てきたら協議して、この6万円以内でお礼をしようかということ考えてはおります。

以上です。

### ○吉原拓海税務課長

ふるさと納税のことについてでございますけど、実は税務課の所管します所得税、それから住民税、特に今確定申告の時期でございますけど、寄附をすれば寄附金控除というのがございます。特にふるさと納税につきましては2008年ほどから始まったと思われまはすけど、まず国の税金所得税につきましては5,000円を引いた残りについて、当時始まった時期ですけど始まった時期は5,000円を引いた残りのものについて所得控除、それからあと別に住民税といたしまして住民税の税額控除というふうなことでやっておりました。ただ、今は2,000円を引いた残りというふうなことに税制改正があっております。特に1万円という数字が出てまいりましたけど、1万円を寄附されますと、その分について詳しくは所得とかいろんなものを計算してしますので2,000円を除いた分につきましては所得税と住民税を合わせればそのほとんどが税額の控除になるというふうな、税金のほうで戻ってくるというふうなことになります。ただし、これは確定申告をしなければならぬというのが1つ条件がありますし、また税金を納められていなければ戻らないということがありますので、例えば言い方悪いですけど所得税、住民税がかかっていない方が寄附されてもまず戻ることがないというふうなことになります。

以上です。

### ○井崎好信議員

ことは30件を予定をして2,000円相当で6万円というふうなお考えのようでございます。控除にしましても以前確定申告をされますと2,000円を引いた残りがというふうなことであったかというふうに思います。最近もテレビで放映をされておりましたが、ある自治体では実績として前年度よりも70倍になったというふうな自治体もあったようでございます。そういったことで、非常にこの寄附金も自主財源になるわけでございます。もう少しそういったやり方といいますか、こういうお礼をもう少し多くといいますか、得をする考え方、やり方によって経費をある程度経費として使って、そういう実績として50倍にでもなれば効果というのはもう大分あるわけですね。私はやり方というふうに思います。100万円収入あると例えば1割の10万円使うと、例えば30万円をん使う分であと70万円残りだという考え方、非常にそういった寄附を

促すといいますか、そういったやり方も私はそういう自治体があるというふうなことで参考に大いにすべきだと私は思います。こういった、その手法といいますか、1つ町長の私はもう腹次第と私は思います。もうちょっと太っ腹といいますか、そういったやり方でさっき言いましたように例えば、例え話、もう半分でん使う。100万円実績を上げたためにはもう50万円でん使おうと、あとそれ50万円がとすったいのというふうなやり方も私はこの財源として大いに自主財源でございますので、その辺を参考にすべきじゃないかなというふうに思いますけど、その辺いかがでしょうか。

### ○田島健一町長

ふるさと寄附金をもっといただくようなやり方はないのかという話でございます。新聞にも載っておりましたけども、玄海町さんがいろいろやっていらっしゃって町民税の大部分をこういうふうな、町民税の中の個人の分ですかね、それを超したとかなんとかという表現がございました。私も玄海町の岸本町長さんともちょっとお話をしたところによりますと、向こうさんはいろんな口があるらしいんですけども1口10万円口というのが一番多かったということで、10万円口、100万円口というのがあるらしいんですけども、10万円口というのがもうたくさんあった、もう1日に何百件でん来るといふふうな話でございました。そのときにお返しをもう種類を町内産の品物を16種類ぐらいですか、ある中で選んでくださいと、個人さんにですね。なっているらしいですよ。それで、その中で一番多いのが牛肉、それから牛肉が1番で、2番がタイですかね、魚。3番目がイチゴやったかな。ずっととにかく16種類ぐらいあるらしいですよ。大体お返しが4割近く。だから10万円だったら4万円ぐらいお返しすると。その産物を1回じゃないらしいですよ。毎月お返しすると。だから、4,000円ぐらいのものをもう10回ぐらい返さにやいかんわけですよ。100万円口だったら40万円になりますので、やっぱりたくさん返さにやいかん。そしたら、やっぱり口数が多いもんですから、物産所とかなんとかにお願いしているというふうな話でございました。新聞にも載っていたかと思いますが、段ボール箱をばっと並べてそこにずっと入れよんしゃったとがあります。そういったことで、費用もたくさんかかるでしょうけれども、額が額だとですね。入るとも相当な額になろうかというふうに思います。新聞でもこれがいいとか悪いとかは書いてありませんでしたけども、本質といいますか、ふるさと納税の本質、これはふるさと納税というのは小さいころ、この例えば白石町に生まれてから中学校、高校まで卒業するまでお世話になったと。しかし、都会に行って一旗上げたといいますか、向こうで稼いでも今住んでいるところには税金が入っていくでしょうけども、生まれてから中学校、高校卒業するまでお世話になった白石町には何もできない、それをふるさと納税という形で返すというのが本来の姿だというふうに思いますけども、このよそのところの話を聞くとふるさととは関係ないと。物狙いといいますか、それだけでいっているということで、総務省さんあたりでもこれは本当の意味じゃないんじゃないかというふうなこともコメントされていたようでございます。絶対いかんとは書いてありませんけど、多分に新聞にもああいう報道がありましたので少し規制があるんじゃないかなと。余り皆さんがああいうことをヒートアップしてしまったらちょっとおかしい格好になろうかと思いま



す。私もいいアイデアかな、私も一口乗ってみようかなという思いはですね、思いはやっぱりありはしましたけども、これについてはいろんな機関と相談をしながらやっていかにや後でちょっと墓穴掘るかなということも、墓穴掘るかなと言ったらちょっと今の言葉はあれですけど、ちょっと慎重に検討しなければいけないことかなというふうにも思います。

**○白武 悟議長**

ほかに。

**○井崎好信議員**

このふるさと納税の寄附金の本質からすれば外れておるかもしれませんが、しかしそういう自治体は逆手にとってやっていらっしゃるというふうに思うわけでございます。今、そういうお返しの形としてやはり今直売所ですね。町内に3つあるわけでございますから、そういう委託をしてすることによって本町の特産物の販売、あるいはまた6次産業のそういう振興にもなるというふうにも思います。企画課長も3月でめでたくでございますので、最後の仕上げ、仕事としてそういったことも含めて考えていただいたらなというお願いをしておきたいというふうに思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝口 誠議員**

44ページでございますけども、臨時財政対策債、これは5,100万円減額ですけども、その内訳をお願いします、理由を。

**○片渕克也財政課長**

臨時財政対策債と申しますのは地方交付税、本来地方交付税の中で交付されるべき金額を全体的に地方交付税が不足するというふうなことで、あとでその償還の財源は国が責任持ちますからとりあえず地方債で補ってってくださいというふうな特例でございます。ですから、これについては普通交付税の算定に基づきまして幾ら不足するから例えば白石町さんには例えば50億円の計算が出てきたけど、国全体では48億円しかないから、あと2億円は地方債で借りてくださいと。その償還分はあとで面倒見ますよと、そういった制度でございますので、地方交付税の算定をしてみないと実数はつかめません。ただ、これについては毎年国のほうで立てられます地方財政計画の中で多分来年度はこういう姿になりますよというふうなのがお示しになられますので、それを参考に計算をしているところでございます。

**○西山清則議員**

34ページですかね、物品売払収入ですけども、このもろもろありますけれども、どういった形でどういった方に売られるのか。そして、文化財・民俗等売払収入ちあ

りますけど、文化財ってどういったものを売って収入を得られるのか、伺いたいと思います。

### ○片渕克也財政課長

町勢要覧とか、こういったものをぜひ欲しいと言われる方には有償で差し上げるといふふうなことにしております。イロハかるた、それから文化財、民俗等、これは多分旧町時代に作成した民俗史とか文化財の編集したものがございます。これらの売却の収入でございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

二、三点、お尋ねをいたします。

予算書の13ページになります。

1 款の町税ですけれども、1 目個人、2 目法人の箇所に該当いたしますけれども、2 節の滞納繰越分です。個人の滞納繰越分として1,000万円、法人の滞納繰越分として70万円計上がされておりますけれども、この予算の根拠を示していただきたいと思っております。（「7万円やろ」と呼ぶ者あり）失礼しました。ごめんなさい、7万円ですね。ごめんなさい、7万円です。消費税の扱いについてはどのようになるのかということですが。

同じく13ページの2 項の固定資産税、1 目固定資産税のところにも該当いたしますけれども、2 節の滞納繰越分についても同じ説明ですけれども、滞納繰越分として1,260万円計上されております。この歳入の予算の根拠。

次のページの14ページ、3 項の軽自動車税の1 目軽自動車税として2 節滞納繰越分で80万円計上がされております。これも同じ説明をお願いいたします。

続いて、17ページ、6 款の地方消費税交付金、1 目の地方交付税交付金として若干前者説明がありましたけれども、地方消費税交付金、高齢者分の国保、子育て、学童保育所、また説明がありましたけど、この1 億9,400万円のそれぞれの内訳はいかようになっていっているのでしょうか。

続いて、予算書の35ページです。

35ページの2 項の基金繰入金です。1 目財政調整積立基金繰入金として1 億8,900万円ということで計上してあります。このことによって総額幾らになるのかということと、あわせて下段の減債基金繰入金についても同じ理由で説明をしていただきたいと思っております。1 億2,022万5,000円繰り入れたことによる総額、そして公共施設整備基金繰入金1 億2,715万4,000円の繰り入れをする場合にどれだけの総額になるのかと。

以上です。

### ○門田藤信収納対策専門監

まず、町税等の滞納繰越分についての御質問だと思います。

まず最初に、個人町民税滞納繰越分として2節1,000万円を計上いたしております。これにつきましては積算の根拠といたしまして、まず過年度分、いわゆる平成24年度分の調定分として約2,160万円、それから収納見込み額の1,000万円程度を見込んでおりますけれども、これを差し引きまして、これに徴収率、済みません、13ページになります。13ページの個人の滞納繰越分ですね。1,000万円の分です。これに徴収率を掛けまして、平成24年度分の予算見積額を約400万円想定いたしております。それと、当然平成25年度分、今年度課税した分についても滞納繰り越しが生じるということで、直近の調定額に対して滞納率を約2%程度見込んでおります。これに徴収率を掛けた分ということで約600万円、合わせて1,000万円滞納繰越分の計上をいたしております。

それと、続きまして法人町民税ですね。その下の法人町民税の滞納繰越分ということで、7万円の計上をいたしております。これにつきましては、今現在3法人を滞納繰り越しとして上がってきております。調定見込み額は152万円ということで、これを見込んで徴収率等を見込んで約7万円の予算見積額ということで計上をいたしております。

それと、固定資産税の滞納繰越分、2節の1,260万円ですけれども、これも考え方は個人町民税の滞納繰越分と同様に、まず平成24年度分の——過年度分ですね——の調定見込み額を4,800万円程度見込んでおります。これから今年度収納となる見込み額を1,620万円程度、これに徴収率を約25%ということで見込んで、24年度以前の分に対しては790万円程度の予算見込んでおります。それと、25年度、今年度課税した分も当然滞納が生じるわけですが、今の課税している総額が9億4,200万円ということで、滞納率を2%程度見込んでおります。これに徴収率の25%を掛けまして約470万円程度見込んで、合わせまして1,260万円の予算見積額ということで一応計上をいたしております。

それと、軽自動車税ですね。14ページですね。14ページの軽自動車税の2節の滞納繰越分として80万円を計上いたしております。この予算見積額につきましても同様に24年度以前分として過年度調定として240万円、それと今年度の収納見込み額を約95万円程度見込んでおります。これを差し引きまして徴収率を約3割程度見込んで、24年度以前分については約40万円、それと25年度本年度課税分に対しての調定額は約7,420万円、これに滞納率を約2%程度、これも見込んでおりまして、これに徴収率3割程度ということで約44万円程度で合わせまして予算見積額を80万円ということで一応計上させていただいているところです。

#### ○白武 悟議長

申し上げます。質疑が非常に項目が多い場合は、質疑何ページに対する答弁ということで説明を答弁をいただきたいというふうに思います。非常に項目が多い場合はちょっと大変ですから。

#### ○片渕克也財政課長

17ページの地方消費税交付金でございます。

内訳と申しますか、上段に記しておりますが、一般財源化分としておりますのはいわゆる5%のうちの1%分ということです。それと、下の段に書いております社会保障財源化分というのは、今度の3%の増加分のうちの0.7%分というふうなことでございます。地方消費税についてはそれぞれの自治体ごとの人口密度とか、あるいは就業者数とか、そういった基礎数値をもとにそれぞれ算定をされるということになっております。それに、またこの個人の分につきましては大体3月いっぱいまで消費税の申告期間がございます。ですから、実際反映をされるのは来年の3月に反映されるかと思えます。法人については10月決算法人からになるかと、詳しくは後ほど税務課長が答えると思えますけども、その申告があつてから納税というふうな形になりますので、一般消費者にはその都度その都度かかってまいりますけども、納税となるのはそういうふうなタイムラグが生じるというふうなことになります。

それと、36ページですけれども、繰入金の項でございますが、それぞれ今年度の3月の補正予算、あるいは当初予算を加味したところで来年、済みません、35ページですね。そういったところを加味したところで平成26年度末の見込みを一応算出しております。財政調整積立基金については24億2,000万円程度、減債基金につきましては、これはもう年度内の取り崩しももちろん含んでおりますけれども、19億300万円程度というふうに見込んでおります。また、公共施設整備基金については11億6,700万円程度というふうに見込みでおります。

以上でございます。

## ○吉原拓海税務課長

地方消費税について少し御説明申し上げます。

5%のときの地方消費税につきましては1%が入るように市町村に交付されるようになっております。ただ、8%になりましたときには1.7%が交付されるようになっております。ただ、これは平成26年4月1日から税率改正がありまして3%上がるようになっておりますけど、実は消費税というものの課税の方式につきましては個人事業者につきましては確定申告で、例えばことしの4月から上がりますけど増額分につきましては27年2月15日から3月15日までの確定申告によって納めるようになります。ただ、その方については予定納税が当然ありますので、その分1回だけある。それから、法人につきましては4,000万円以上に絡みましては毎月消費税を納めなければならない。それ以降につきましては、それぞれ順次ありまして3カ月ごととか、中間納付の途中、それから決算期以降の2カ月後の決算期で消費税を納めるというふうな形になっております。そういうふうなことで時期がずれてまいります、当然国が集めた消費税につきましては県へ交付される。その後市町村に交付されるということになりますと、まず6カ月、半年ぐらい交付というのはおくれてまいります、市町村に入ってくるのは。市町村は6月、9月、12月、3月の4回について地方消費税が県から交付されるようになっております。ということで申し上げますと、当然4月から消費税が3%上がりますけど、平成26年度につきましてはほとんど影響が少ない。だから、今回財政のほうで見積もっておりますのは約2割ぐらいしか入らないんじゃない

かというふうなことで予算計上しているところです。ただ、平成27年度につきましてはこちらの額が入ってくるんじゃないかなと思います。ただ、27年度につきましてもやっぱり法人については決算期がございますので、100%にはならないというふうなこと。最終的に28年度になると増額分の100%になるのではないかとこのように見込みを立てているところでございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に歳出に入ります。

1款議会費及び2款総務費、ページ数にして45ページから52ページの文書管理費まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ、53ページから56ページの行財政事務改善費まで質疑ありませんか。

#### ○溝上良夫議員

54ページ、委託料ですね。浄化槽清掃管理委託料、これに関連して55ページ、工事請負費、雨水再利用施設整備工事費ですね。これは庁舎の合併浄化槽の雨水利用のための費用だと思うんですけども、具体的にどういうふうな工事をするのか。それと、どういうふうな利用をするのか。雨水ですから散水、植木の散水とかなんとかに使うんでしょうけども、ほかにはないのかですね。庁舎だけなのか、お伺いをいたします。

#### ○中村恭子財産管理専門監

お答えいたします。

まず、55ページの15節工事請負費、雨水再利用施設整備工事費で90万円計上しておりますが、これは庁舎の浄化槽ですね。390人槽で60立方メートルという60トンという大きな浄化槽をここが建設されたときに設置しております。公共下水道に25年度において接続したために不要になっているわけですが、この槽に雨水をためて、その水を散水や、先ほど言われたように散水や洗車などに利用して水道水を節約しようという目的でこの工事をしたいと思っております。そのためには、清掃とか消毒はもう既に済んでおりますが、雨水引き込み工事とか、ポンプの据えつけとか、配水管の工事が必要でありますので90万円の予算を要求したものです。庁舎だけを使っております。総合センターとか中央公園とかテニスコートの分は一緒に工事をしましたけれども、砂などを埋め戻ししております。もう全く浄化槽は使えないようにしております。ただ、庁舎の分だけがちょっともったいないといえませんが、再利用をしたいと思いますと思っております。

その前に、54ページの浄化槽清掃管理委託料というのは20万円ですが、これは浄化槽はなくなりましたが、下水道の配管までに行くために少しポンプアッ

プとかするところがありますので、その分だけですね。ちょっと清掃をする必要がありますので、少し残しております。ちょっとお待ちください。下水道につないでおりますけども、庁舎の一番端からその下水道接続するところまでは距離がありますし、それを流すための設備は常にエムズクリーンさんに限らないですけども、清掃をする必要があるわけですね。そのための経費です。

#### ○溝上良夫議員

よくわからないんですけども、これずっとそういう形であれば年間20万円毎年かかるということですかね。浄化槽はやめているわけですよ。ほかの家庭ではそういうことは考えられない。白石、この庁舎だけ。それはもう法律で決まっているからそういうふうにするんですかね。

#### ○片渕克也財政課長

結果から申しますと毎年数回、1回ないし数回は清掃をするということになります。というのは、先ほど専門監が申しましたとおり、一般家庭ですとすぐもう公共下水道につながんでよかわけですけれども、庁舎には浄化槽に行く前にもう一カ所、いわゆる油をためる槽がございます。ここはそのまま残しております。延長もありますし、途中で管の汚濁等も防止するというふうな目的で延長も長いですので、その清掃については年に数回実施するというふうなことで、その分を計上しております。ですから、毎年額はどうなるかわかりませんが、この程度の金額は必要になるということになります。

#### ○溝上良夫議員

項目のことで浄化槽清掃管理委託料ですよ。やっぱりそのオイルトラップも浄化槽に入るんですかね。

#### ○片渕克也財政課長

正式には議員おっしゃるとおりだと思います。従来浄化槽の清掃委託と一括でこの名前で予算化をしております。今回ちょっと減額して数字だけちょっと、いわゆる事業の名称はそのまま残してというようなことをしております。次年度からは名称も変えていきたいと思っております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。53から56ページです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、ページ、56ページの企画総務費から59ページの広報広聴費の前まで質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

予算書の57ページになりますが、スカイパークふれあい郷管理委託料7,875万円、

それとその下のほうに広域市町村圏組合負担金6,219万8,000円ですか、これらについてはできれば説明資料をつけていただければ非常にありがたいなというふうに思います。この内容がいろいろ根拠、算出根拠あたりを示していただいたほうが非常に多額な金額でもございますので、次回からそういうことでお願いしたいと思いますが、特にこのスカイパークふれあい郷の件でございますけども、これは総務委員会でも実は1月29日でしたけども、総務委員会でふれあい郷に出向いて、そこでいろいろ担当の方なり、あるいはまた理事長であられる副町長なり担当の課長なりということであるという説明を受けながら現場調査もやったわけでございますけども、何せ総額では約1億円ぐらいの収支でございますけども、そのうちの7,875万円ということで委託をやっておるわけですが、いろいろ意見交換をやったわけでございますけども、私なりに感じましたのはやはり親方日の丸といいますか、全然自分たちの身にこたえんもんですからどうであれ事業の実績が上がろうと上がらないだろうと構わないというようなことで、本当にこれでいいのかなということをつくづく感じてきたところでございます。文化振興財団ですか、のやはりそういった営業努力といいますか、責任感と申しましょうか、そこらが町でのいわゆる丸抱えと、親方日の丸的な管理運営がなされておることに非常に痛感をしたところでございます。

いろいろ内容ございましたけども、そのときの資料をいろいろ見ておりましたら、当然一般の利用もしていただいておりますけども、会員制も一部とってあるわけですね。短期会員というのが3カ月間のいわゆる会員さんと。1年間の会員さんというのもございます。年会員ということですね。ちなみにこの短期会員が平成24年の実績ですけども、189名さん短期会員の会員さんいらっしゃいますけども、そのうち町内の会員さんが74名さんということですね。これはもう割合で出せば恐らくもう半数以下ですね。そしてもう一つは、年会員さんですけども総人数が88名さんいらっしゃいますけども、そのうち町内の方が33名さんと。これも半分以下です。近隣の市町村から、それ以外はいわゆる近隣の市町村からいろいろ利用をしていただいておりますけども、それはそれで非常に利用していただくことは結構なことですけども、ただ余りにも町内の利用者が少ないということですね。それだけ町民に対してのアピールといいますか、啓蒙が非常に不足しておるなということを実は痛感したところでもございます。そういうことですから、なかなか収支が改善されないという実態がここにあるということでございます。これ毎年毎年、ほかの補助金もありますから約8,000万円以上の補助金を出しておるわけですね。非常にこれ今後厳しい財政ということをよくおっしゃられるわけですが、これを何とかしてこれ大いに利用をしていただくことも本当に大事なことです。ですから、大いに利用をしていただいて、もう一つはやっぱりずっとこのままで委託費を出しっ放しでいいのかという管理運営の方法を再検討をしていただきたいということで9月の一般質問で私申し上げましたけども、そのとき町長なり副町長が検討をしていきますということでございましたけども、ただこの委託費は一向にして変わっていないということでございますので、どういった検討がされてきたのか。また、今後もどういった方向でされるのか。その点、再度お尋ねしたいと思います。

### ○杉原 忍副町長

議員おっしゃいました今回出しておりますのは、これは委託料ということで指定管理費の委託料になっております。これに利用料金制度をとっておりますので、使用料が町のほうに入らずに財団のほうに入りまして、それと文化事業の補助金を差し上げておりまして、その分も合わせまして先ほど議員がおっしゃった1億円近い金額になっているかというふうに考えております。前回、産業の委員さん視察の折に施設があるのは町民誰でも知つとると。知つとるばつてんが、その施設の中にまたどういう例えばプールだとかジムだとか、どういうものがあるか、ちょっとよう町民みんなが知らんとやなかろうかというふうなお話が出ました。私もその辺そのとおりで思っております。町内の先ほど言いました短期の会員、年会員が少ないというふうなことで、その辺を今後広報いたしまして、まずはもちろん町外の方お使いになって結構ですけども、町内の会員さんをふやしたいと。そういうことで、利用料金をふやして、その分町の委託料を減らすというふうな形で対応ができればというふうに考えております。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

59ページのコミュニティタクシー運行補助金ですけれども、これはやはり路線バスの廃止と同時に開始されたわけですけれども、福富地域ですね。住ノ江から白石駅までの便ですけども、これ県道武雄福富線を入れておりますけれども、できれば農協のスタンドから下区地区の中のほうに入っていってくればもっと利用価値があるんじゃないかなと思っておりますけど、家のないところよりも家のあるところを走っていただければなと思っておりますけど、そういった路線の変更は考えておられなかったのか、伺いたいと思います。

### ○相浦勝美企画課長

停留所の設置とか、そういうのは何カ所か移動はしたことあったんですけども、この2つのいこカーの2つの路線の路線そのものを変えるということは話に上がりましたらば当然検討されると思っておりますけれども、今のところはこのままでございます。しかし、毎年地域公共交通会議が開かれておりまして、いろんな問題点が出てきております。その中でそういう中に入ったらいいかと、路線変更につきましては協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

ページ、57ページの委託料、総合計画策定委託料300万円というふうにあります。今年度に来年に向かって今年度から委託料ということで策定をされるわけですが、これは平成23年8月に地方自治法の改正によって基本構想、総合計画については絶対つくらなくてもよいというふうになっています。しかし、私は総合計画というのは基本



構想もですけど、とても大事なものであると思っています。そういう意味では、今後ともぜひつくっていただきたいというふうには思っています。けれども、このなぜ廃止になったかというのを思うと、やっぱりその総合計画が何となくつくっている、何となくしているというふうなことで、よく見るととても大事なもののなんですけども、それがずっともう何年も何年も形骸化しているというふうなことの批判のあらわれもあったのかなというふうに思います。そういった意味で、今回田島町長かわられてマニフェスト的なものを出されています。そういう意味で、この総合計画がマニフェストに沿ったものであってもよいのではないとか、いろんなことが言われている今の中でこういう総合計画の委託料ということでもう出してある。多分今から入札をされると思いますが、そういう意味で全国的な流れとか、こういうふうなものを見ながら計画をされる委託業者であればいいですけども、いやこれまでどおり何となくずっと策定を続けるというような意味合いではこの廃止になった意味がないと思うんです。よりもっとよく、より充実したものに、より町長のマニフェストが盛り込まれるようにという意味合いがあるのではないかというふうに思っています。そういった意味で、町長、副町長、ずっと見られて総合計画についてはどういうふうに思っているのか、よろしくをお願いします。

#### ○田島健一町長

総合計画の策定委託料の件で御質問でございます。

議員の皆さんにも今回一般質問でもいただきましたけれども、26年度でこれまでの総合計画が終わるということで27年から新たなものをつくっていききたいというふうに私は思っているところでございます。これにつきましては、以前は外注という形でなされていたかと思っておりますけども、私は次の総合計画をつくるのは、全て外注ということじゃなくて一部はですね、一部お手伝いしていただくところもあるかと思っておりますけども、私は町民の皆さん、いろんな各層からの委員さん、また公募の委員さんあたりでみんなで作りに上げた総合計画をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。そういうことで、もう既に人選等々についてはもう検討の段階に入っているわけでございますけども、多分委託料の中にはそういった委員さんの人件費等々が入っているんじゃないかなと思っております。そういうことで、私は外注をメインじゃなくて手づくりの総合計画をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

副町長にもお願いをしたいんですけども、委員報酬というのは56ページにあります。委託料というのが57ページにありますので、委託料はやっぱり委託をされるんだと思います。そういう意味で、やはり町長も目を光らせて、副町長も目を光らせて、今後やっぱり白石町はこういうふうにあったが、こういうふうなものではちょっと物足ら

んねというようなことを皆さん全員です。それから、よく基山に視察に行ったときにやっぱりまちづくり条例というのをつくってありまして、こういうふうなものをつくる时候にも町民の皆さんが先ほど町長言われたような総合計画と一緒につくっているというふうなことがありました。そういう意味で、やっぱり確かにこの委員会報酬というのがありますけれども、大体つくるときには委託の業者さんに合わせて、そしてこういうふうな形をつくって何となくつくっていることが多いと思いますが、やっぱりめり張りのある白石町に合ったといいますか、そういうふうなものを、多分いいものができるといいと思っています。でも、そういう国の方針とか、そういうふうなものを頭に入れながらぜひいいものをつくってほしいというふうに思っています。副町長もお願いします。

#### ○杉原 忍副町長

平成23年3月後期版というのを私25年4月1日来たときにいただきまして、私ちょっとここに走り書きをしております。ちょっと上げてある数値が全体に対してどうなるかわからないってちょっと私のコメントなんですけど書いておりまして、今後次回つくるときは具体的に客観的な総合計画をつくるようにいたしたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

58ページの15節ですね、急速充電器設置工事費とありますけど、これは利用料が要るのか。それと、時間が24時間使うことができるのか、お伺いします。

#### ○相浦勝美企画課長

計画の段階でございますが、この利用は多分カード式で自動車を電気自動車を購入するときに発行されるカードみたいなものがあると思います。それを入れて充電をします。ですから、その電気代はちょっと請求されるかどうかはわかりませんが、設置者の私たちは全て払いますけれども、この利用者本人が利用するかどうかはちょっと調べてまいります。24時間営業だと思います。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

これ結構電気が高圧になると思いますので、ちょっと子供たちとかがいたずらじゃありませんけど感電とかしないように、その辺のあれはどうなっていますか。

#### ○相浦勝美企画課長

場所を今選定をしておるところの状態です。駐車スペースが2台分ぐらい要るとじゃな

かかと、あとは電気がするってこれるところということで今場所の段階で、ちょっとその運用の面はまだ今から決めていきたいと思います。その設備がどれとどれとあるというのかということもまだわかっていませんので、いいですか、済みません。

**○白武 悟議長**

暫時休憩をいたします。

ページ、59ページまでを残したまま休憩をいたします。

12時00分 休憩

13時15分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

56ページから59ページの広報広聴費の前まで質疑ありませんか。

**○相浦勝美企画課長**

先ほど前田議員さんからの質問で、次世代自動車充電インフラ整備事業についての御質問がありました。電気料はどうかという質問がありました。

会員登録制で利用者からは利用料をいただきます。そして、町も当然かかる経費、照明とか利用しますけれども、自動車会社4社による、トヨタ、日産、ホンダ、三菱による、その支援プロジェクトというのがありますので、そこからランニングコストまで向こう8年間見ていただきます。ですから、もう来年度以降も消費税のみの負担で市町村設置型はいいのではないかと思います。そして、時間、24時間営業ですかということですけど、各地区のコンビニでは24時間営業ですけども、ちょっと市町村設置になっておりますので、その辺は今から事務局と詰めていきたいと思います。

以上です。

**○草場祥則議員**

57ページ、久原議員のスカイパークの件ですけど、今副町長からの返答で今後事業収入をふやすと。ふやして赤字、これだけの経費をなるべく縮小しますというような返事がありましたけど、私はそう簡単なものじゃないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。この件も本当に深刻に真剣に考えて、ある程度民営化なり、それから受け入れている委託先の財団ですか、そこら辺もある程度プロの方を入れるか、そういう運営の、経営のですね。そうしないと、文化連盟さんでそれだけの経営能力あるかというような問題もあると思います。ですから、本当に真剣に、それは文化でお金にかえられない面もあるかと思いますが、1億円からのお金を出さんばならんというふうになったら、今後かなり問題になってくるんじゃないかなと、そういうふうに思います。ここで真剣に考えて、民営化なり、そういうふうな財団といいますか、受け皿のところにある程度の経営のプロを入れるとか、そういうふうなことをしてしないととても事業収入でふやしていきますというようなことは私はできないんじゃないかな、そういうふうに思いますが、副町長お願いします。

### ○杉原 忍副町長

今、草場議員おっしゃいましたとおりふれあい郷の維持管理には多額の予算がかかっております。ふれあい郷に限りませず文化施設であります文化ホールとか水泳場とかのそういうふうな施設については利用料の増加を図りましても基本的には収支が合うというようなことはなかなか難しいというふうに思っております。その差額分を町からの委託料という形で支払う今指定管理制度を導入しているところでございますけれども、今後運営委託の方法やその他の手段も検討して行ってまいりたいというふうには考えております。

### ○草場祥則議員

もうできてから何年になりますか。そういうふうなことで、やっぱりもうそろそろ真剣に考えないといけない時期だと、そういうふうに思いますので、ひとつよろしくお願いしときます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝上良夫議員

58ページと59ページに関してです。

58ページの関連になりますけれども、工事請負費、急速充電設置工事費ですね。これの予算の内訳というか、国庫の補助金が400万円で、もう一つ企画課の雑入で次世代自動車充電インフラ普及支援プロジェクト支援金という形でありますけれども、1つ思うのは去年ですか、当町に電気自動車を購入したときに充電器を設置するときに私が質問したと思うんですが、そのときには公共的な今回設置する充電設備はどうかと聞いたときに金額が高いからという返答があったと思いますけれども、前回こういう事業はなかったのか、今回初めての事業なのか、それを1つお伺いをいたしたいと思えます。

それと、負担金及び交付金ですね。負担金補助及び交付金、生活交通路線欠損補助、あと廃止路線バス、代替バスですね。それが2件あります。これの利用者の推移状況と、もう一つお伺いしたいのは無条件に払うのはもちろん結構でしょうけれども、営業努力をどれくらいされているのかですね。営業努力をしてもしょうがないからこれを補助金を下さいというふうなお願いだと思えるんですけども、そこら辺を調査されたことがあるのかどうか、この2点お伺いいたします。

### ○相浦勝美企画課長

まず、1問目でございます。急速充電器の設置工事費を上げておりますが、工事請負費、なぜ今なのかということでございます。

実は今までは3分の2補助でかなり経費がかかると。しかし、プラス運営経費、ランニングコストまで市町村で持つていくのは非常に経費がかかるということでございました。去年の11月に電気自動車を普及啓発ぜひさせたいということで、この自動車

会社がプロジェクトチームをつくりました。トヨタ、日産、ホンダ、三菱から成る支援プロジェクトというのができ上がっております。その中ではランニングコストまで補助しようと。国が3分の2補助すると、その残りの3分の1、設置者、市町村は基本的には消費税ぐらいでいだらうというぐらいの制度を持ってこられました。それで、飛びついたということじゃないですけども、ことしの新年度で間に合うならばということでこれに計上をさせていただいております。一番いいのは向こう8年間、このランニングコストまで見てもらえる。ということは、向こう8年間の電気料とか全て運営経費を消費税のみでいいということで採用というか、計上させていただいております。

そして、58ページの生活交通路線の欠損費補助、あるいは廃止路線の代替バスの調整負担金、これにはもう一つありまして59ページの廃止路線代替バス運行費補助金、これは路線バスが廃止をされました福富から牛津間を運行してもらっているところがございます。小城市と一緒に橋間自動車にお願いをして運行をしてもらっているところでもあります。代替バスの補助金、橋間自動車、あるいは調整負担金として小城市へ支払っているものです。この生活交通路線の欠損費というのは、余りにも乗客が少ないということで鹿島から佐賀までの路線に祐徳バスが今運行していますけれども、我々の白石町沿線自治体にとっては生活のかなめになるところだからぜひ存続ということでお願いをして、関係市町村でお金を出し合って補助しているものであります。国からは祐徳バスは少ないからということでカットをされているわけです。補助のカットをされております。そのカット分に対して太良、鹿島、白石、江北、小城、佐賀ということで、この沿線自治体で補助をしております。その欠損費についてですね。ちょっと今利用者の状況はということでございますが、ちょっと手元にはございません。しかし、この廃止路線代替バスに関しては、年に1回必ず乗車をして人数を調べた表がありますので、お示しをできると思います。あともって御報告します。

#### ○溝上良夫議員

祐徳バスへの町村協力しているということですが、わざわざこの路線を走らせてもらっているわけですかね。祐徳バスの定期便の利用者が少ないという形じゃなくて運行されているわけですか。

#### ○相浦勝美企画課長

地域住民の生活に必要なバス路線を維持したい。バス路線というのが鹿島から祐徳バスが運行しております佐賀までのバス路線になります。これを沿線自治体、佐賀、小城、江北、白石、鹿島、こっちは関係ありませんが、大町、武雄まで、この町で補助をしているということです。

#### ○溝上良夫議員

何でこれ質問したかという、先日テレビのほうで十勝バスの放送があつておりました。十勝バスもこういう補助金をもらっていると、経営自体も苦しいということで営業を強化しようということで従業員少ないなりに沿線の営業をしたり、こういう改

善をしたりということで、今黒字になっているという話を聞きます。そういう少しの努力を民間企業さんされて、どうしてもこれだけ足りないということで補助をしているんだっただけわかりますけども、毎年無条件にこれだけ下さいというふうなことで言われているわけですかね。

#### ○相浦勝美企画課長

この事業名にもありますように欠損費、欠損補助でございます。国から運送会社は地域の路線バスに対して運行経費を補助をいただいておりますが、やはりその1日何人かとか、そういうのがあると思います。その基準を下回った乗客数でありますので、どうしても国からの交付金が減ってくる。運行できない赤字が続くと。その区間をじゃあ沿線自治体で補填をしますと、ぜひこのまま続けてくださいという事業であります。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○草場祥則議員

59ページの積立金の件で質問します。

これにはあれですけど、基金の積立金ですね。これ全体的に見てどこの金融機関いろいろありますけど、その割合がわかるでしょうかね。その預けてある割合ですね。

#### ○岩永信秀会計管理者

それでは、基金の積立状況ということで回答を申し上げたいと思います。

基金につきましては、現在20種類の基金を積み立てをいたしております。その運用につきましては、まず普通預金で管理をするもの、もう一点は定期預金で運用をするもの、それから国債とか県債による債券で管理をする3つの方法があります。私ども今先ほど議員おっしゃいましたけど、固有名詞といいますか、何々銀行何々支店という固有名詞まで使いますが、佐賀銀行白石支店、今の基金の割合で40.47%、それから佐賀共栄銀行福富、白石、両方合わせまして8.55%、九州ひぜん信用金庫白石支店5.18%、それから佐賀西信用組合の有明、白石両支店です、8.59%。JA、JAにつきましては全支所合わせまして18.09%。佐賀県信漁連、これは新有明、白石、福富、3つ合わせまして6.16%。九州労働金庫0.23%。それから、債券が先ほど言いました国債、県債の債券の割合が12.73%となっております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に59ページの広報広聴費から64ページの徴税

費の前まで質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

61ページの下段になりますが、婚活サポーター謝礼と、その次の62ページの婚活推進協議会補助金ということで、今回合併以来なかなかこの婚活事業についての皆さん要望が非常に高かったわけで、初めて合併以来、こういった事業に取り組んでいただくようで非常に結構なことだというふうに思っております。この婚活サポーター事業は事業にいいわけですが、あといろいろな方法論がいろいろあといろいろ出てこようかというふうに思っておりますけども、私も合併前の13年か4年ぐらいずっとこのお世話役をずっとしてきたわけですけども、いろんな体験をしておりますが、なかなか難しい事業でもございます。そういったことで、まずこの謝礼ですか、謝礼が67万5,000円ございますけども、これはサポーターということですので、こういった方々でこのサポーターという方々は何名ぐらいいらっしゃるのかですね。その辺もまずお尋ねしたいと思えます。

### ○相浦勝美企画課長

婚活サポート事業費についての御質問でございます。

婚活サポーターの謝礼として67万5,000円と。一応全地区にサポーターというか、相談役、お世話人さんをマックスで15名ぐらいを募集、公募をかけようかなと思っております。15名ですね。予算は9カ月分を組んでおりますが、国の補助の関係で7月以降しか執行ができないということで9カ月分を組んでいますが、毎月寄ってもらってちょっと作戦会議じゃないですけども、そういう会議をしていただきたい。そして、その情報の積算ですね。この会員制みたいなのを考えていますので、会員さんの募集状況などをこの15人さんで見てもらって、いろんなすぐ引き合わせる事案はないかどうか。そして、そういうのを月1で会議をしていただきたい。そして、なれてくれればこの巡回相談所というのをもう前から言っておりますが、3地区の公民館で交代でずっと直接話でもする人があれば巡回相談所で相談を受けてもらおうと。そういう婚活サポーターを募集をしたいと思っております。

もう一つ、補助金というのがありました。婚活推進協議会の補助金25万円を一応計上させていただいております。これは、国の補助はイベントは対象外ですけども、県の補助にイベントの開催費というのがあります。その補助が30万円を限度とすると。婚活のイベントの経費ですね。そのイベントをしてもらうための婚活推進協議会、実行委員会みたいなのを立ち上げております。その婚活推進協議会に一応町費として25万円を補助すると。そして、その中でそういうイベントを何回か、もうイベントそのものの内容まで考えてもらって実施をしていただきたいという、その婚活推進協議会に対する補助金でございます。

以上です。

### ○久原房義議員

概略はわかりましたけども、今説明いただいた方法は恐らくもう10年以上前の考え

方がそういう考え方であったというように思っております。なかなか各市町村なりでいろいろ取り組まれた事例がいっぱいございますけども、ことごとく成功とまでは、成功じゃなくてどちらかというところというやり方はほとんどが失敗に終わるとるわけですね。それを再度やろうということですので、これは私の体験上も申し上げますけども、なかなかそういう考え方はよろしいですよ、いいですよ。でも、現実的には非常に難しいだろうなというふうに思っております。ですから、そういう世の中のいろんな動きの中でやっばしそういうやり方でなかなか成果が上がらんもんですから、やっぱりいろんな民間であるとかのいろんなノウハウを生かして、やり方のほうがむしろ成果がどんどん上がっておるといふ事例もありますし、なかなか取り組んだという実績だけは残るでしょうけれども、なかなか成果を上げるためにはなかなかさっきの説明ではいかなものかなという感じをいたしております。15名さんでしたか、サポーターを考えておるといふことですが、なかなかこれも公募をかけてみても果たして何名さん公募されるのかなと。15名にはとても難しいだろうなということで、今世の中の流れがですね。以前はいっぱいいらっしゃいました、お世話役ですね。そういう面で世話好きといいますか、そういう方々がいらっしゃいましたけども、今の世相ではほとんどの方がもうそういう世話はしないとですね。もう世話好きという方々がもうことごとく減ってきております。ですから、なかなかこの婚活という、昔はほったらかしとつても適当にいろんな世話好きさんがいろいろおられて自然とそういう結びつきができておったわけですけども、今そういう世話好きの方がもう世話をしてよかことはなかと。悪かったことが非常にいろいろあるもんですから、もうなかなか皆さんお世話役を進んでされようとする人がもう激減しております。そういうことの世相がございまして、これは一応やってみてください。ですね。考え方はよかですよ。余り私が言いよっけん意欲が喪失してもろうちゃ、ちょっと困るけんですね。意欲だけは認めます。でも、いろいろ方法論をやっばりこれでいかんやっただにゃという失敗でもよかです。経験をしてみてください。それで、そしてまた新しいやり方、方法を考えていただいて、この成果がいずれにしても上がるように1年限りではないでしょうから、まず1年やってみて、そして大いに反省をして次の段階でもっといい方法をひとつ考えていただければそれでよろしゅうございます。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○吉岡英允議員

ページ数、59ページ、お願いいたします。

広報広聴費の中に8、報償費の中に説明のところケーブルテレビ推進協議会報償というふうなことで16万2,000円ございます。これの今の進捗状況といいますか、昨年度と24年度と25年度と比較してどれくらいケーブルテレビの推進普及が進んでいるものかですよ。また、この推進委員さんは実際年に何回会合をやられているもんかわからんとですけれども、どういうふうなこの仕事内容というか、実際この人たちが一



軒一軒回られてケーブルテレビに加入してくんしゃいというふうなことはないと思うんですけども、実際何をされているかというふうなことをお聞きしたいと思います。

また、次のページの60ページの13節に委託料に行政放送番組制作業務委託料751万円、ケーブルテレビ行政放送委託料で168万4,000円ございますけども、すみ分けといえますか、この具体的な説明をお願いしたいと思います。

### ○相浦勝美企画課長

59ページの広報広聴費の報償費でございます。

ケーブルテレビ推進協議会委員の報酬16万2,000円でございます。委員さん10人の方にお支払いをいたす報償費でございます。5,400円掛け10人分で、年に3回を予定しているところでございます。どういう仕事をしているか。ケーブルテレビ、ケーブル網を公設民営で整備しましたので、やはりケーブルテレビの充実、さらには率、加入率アップを目指して協議をしてもらっている場であります。ケーブル推進協議会委員長、副町長を中心に各テレビ会社から2人、老人クラブ、婦人会、あとは農協、漁協、駐在員会、それぞれの代表者が集まって普及率、ケーブルテレビの推進をどうやっていくかということ協力をさせていただいております。率がどうかということ、ちょっと手元にあるのが2月末現在で加入率48.84%でございます。3,757世帯。ちょっと今この表にあるのは1月末が3,745で、もう本当微増でございます。一月でこれぐらいの加入率アップが出ております。もちろん去年の数字で比べると出ていると思いますけども、ちょっと手元にありませんので。

そして、済みません。60ページの委託料です。

919万4,000円ありますが、その内訳としまして、行政放送番組の制作業務の委託料です。これは説明資料にもありますように説明資料の3ページにあります。緊急雇用の事業でございます。行政放送の制作を業者にお頼みしまして、その業者は2人研修目的で雇い上げをして、その人たちが一緒に行政放送の番組をつくっていただく。その方たちは1年かかって番組を制作をして、研修をして技術を学ぶと。そして、その人たちの翌年度は雇用につなげるという県の事業であります。丸々お願いをいたしましての751万円であります。その下にありますケーブルテレビ行政放送委託料。私たちが行政放送の番組を制作をいたしますと、白石町には2社のケーブルテレビ会社があります。その2社に対して1日3時間の放送をさせていただきますと。その委託料です。2社ともに均等割が60万円を計算をしております。それプラスの1世帯当たり93.4円に世帯数を掛けてこのケーブルテレビ会社2社に委託料としてお支払いをいたしております。その2社合計が168万4,000円でございます。

以上です。

### ○吉岡英允議員

ありがとうございます。再度、先ほどのケーブルテレビ推進協議会委員報償費の件でお伺いします。

今、普及率が48.84%というふうなことで回答をいただきました。それで、公設民営でやられたわけなんですけども、これ歳入歳出で採算ベースといえますか、全世帯

の何%入れれば歳出よりも歳入がふえるよと。採算乗るもんねという目標数字があると思いますけども何%でしょうか、お教えてください。

#### ○相浦勝美企画課長

ただいまのケーブルテレビに関する経費全てをケーブルテレビ会社ケーブルワンに委託をしまして、全ての経費を委託料として白石町が収入をしております。33ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、物品貸付収入という欄があります、済みません。33ページです。

#### ○白武 悟議長

予算書ですか。

#### ○相浦勝美企画課長

予算書です。この物品貸付収入1,307万2,000円を使って、これが収入になります。これはどういう収入かといいますと、今出ておりました60ページですね。情報化推進費の中に含まれている数字であります。まず、電力供給の光熱水費の欄に236万3,000円というのがあります、需用費で。情報化推進費の需用費、真ん中にあります光熱水費236万3,000円です。それと、役務費の手数料です。これは九電紹介手数料1万1,000円。足す委託料、ケーブルデータ放送関係の機種保守委託料です、382万2,000円。そして、14節の使用料及び賃借料で土地借上料というのが88万1,000円あります。合わせて、その下の電柱の共架料でございます、599万8,000円。この中にはシステム経費がありますが、正確には598万9,000円でございます。この全部を足すとただいまの物品貸付収入で1,307万2,000円になります。ですから、経費を全部ケーブルワン会社からいただいているということです。これで、営業をしてもうかるとか、そういうのは出てこない。

以上です。

#### ○片渕克也財政課長

このケーブル網は町が実施主体で整備をしたわけですが、運営はケーブルワンというテレビ会社が運営をしているわけです。施設そのものの整備費については国の補助等を受けて整備をしておりますが、そのランニングコストですね。町が負担すべきランニングコストは相応分は運営会社から全額もらうというのが基本でやっております。運営会社のほうはそれぞれ配信料だとか、いわゆる契約で毎月の契約で個別に上がってきて、その中でどのような採算になっているのかというのはその運営会社の経理でございますので、そういうことで御承知お願いしたいと思います。

#### ○吉岡英允議員

そうしたところ、そのかかっているところは全部ランニングコストで放送会社からもらうと、いただくというふうなことだったら、そしたらケーブルテレビ推進協議会費報償費というのは要らんとじゃなかですか。これは業者が持つべきお金じゃないか

など思ったりするわけなんですけども、結局営業が絡んでくっけんですよ。いかがでしょうか。

### ○片渕克也財政課長

公設の施設でございますので、そして町民の皆様幅広く広報するというのが目的でございますので、なるべく普及率を上げたいと、これはもちろん行政がとらなければいけないことでございます。一方、それぞれの受信契約を結ぶというのはちょっと似たようなところもございますけれども、大きなところでのいわゆる運営の方針ということ、それから個別の営業というところ、そこはちょっと離れたところで行政が審議すべき事項と営業として進めていく事項と2つ大きく分かれているというふうなことで御理解いただきたいと思えます。

### ○溝上良夫議員

前者の質問と関連になると思えますけども、60ページの委託料ですね。行政放送番組制作業務委託料、説明資料の3ページですね。行政放送番組充実及び人材育成事業、これ何度読み返しても私納得いかない部分があるんですが、目的ですね。白石、ちょっと読み上げますけども、行政放送白石町役場だよりの番組企画、取材、編集、制作等を業者に委託することで番組の内容の向上を目指すとともに、委託先においてその業務を行うため、雇用された者へ必要な知識、技術習得のための研修を十分に行い就業に向けた人材育成を行うと。事業内容としても同じような、委託先において雇用された者に対し必要な知識、技術習得のための研修を十分に行い、白石町の役場だよりを制作すると書いてあります。委託しているわけですよ。委託先の人に対してこういうふうな研修をするものかどうかですね。委託先のほうで研修をさせて人間をこちらのほうに派遣するという、ちょっとよくわからないんですけども、そこら辺の詳しい説明をお願いをいたします。

### ○相浦勝美企画課長

これは佐賀県が主催をしています緊急雇用創出基金事業といいます。この事業の中で雇用を拡大するプロセスがあるということで、この雇用拡大の欄で私たちは申し込みをしたわけです。この雇用創出事業ということは、若者、女性等の雇用機会の創出を図ると県は目的をしております。この目的のためにする私たちが行政放送番組充実及び人材育成事業としてする県の目的に沿った仕事をしますということで県に申請をして、全部県費でございますが認められているものであります。ですから、県は雇用創出、若者、女性等の雇用機会の創出を図るために1年間研修をする事業、1年間研修をするというのはその研修の場が白石町の行政放送の番組をつくる仕事ということです。直接私たちがもらうわけにいきませんので、雇用の委託事業者に委託するわけですね。その人材2人という制限がありますけども、2人を雇って、研修の一環として私たちの番組をつくってもら。もちろん職員もそれを見よう見まねで研修をして力アップにもなりますが、とにかく雇用の機会、1年間研修したおかげで来年はどっかのテレビ会社、あるいはラジオ会社、放送番組をつくる会社に就職ができそうじゃ

ないかという、雇用が生まれそうだよという、その事業であります。

#### ○溝上良夫議員

効果のところ最後に、あわせて雇用者の知識、技術習得につながり、就業への契機にもなるというふうにうたわれています。研修、もちろんわかります。研修をさせて、就職までつながるといふようなことわかりますけども、研修で終わりですか。就職先をあっせんするとか、この2名に関しては白石町在住の人というふうなことにもなると思うんですが、最終的に就職の機会を与えるのであればどこまで面倒を見るのかですね、その後。研修はした、あと探してくださいということなのか。ケーブル、その委託先にある程度の最終的な雇用の契約までできるものかどうかですね。そこら辺があればお伺いをいたします。

#### ○相浦勝美企画課長

1年間研修をしながら番組をつくったと。その経験を与えたと、白石町が与えたということで、この2人はこういう研修を積んできましたよ、私はすぐどこでも一人前就職できますよという手を挙げられる契機をつくるということです。私たち白石町があっせんするということではありません。大きく全体で緊急雇用創出事業をする佐賀県としては、その人材をつくったということになると思います。白石町があっせんをするところまではいきません。

#### ○溝上良夫議員

中途半端な何かやり方だと思うんですけども、研修をした、あとは知りませんという形なんですね。それは答弁あればお願いしたいんですが、3回目ということでもう一つだけ、63ページと64ページですね。委託料です、最後の。空き家撤去工事設計委託料と空き家撤去工事費、頭出し1,000円あります。今までにこういう実際今年度ですね。今年度なかったということでしょうけども、相談事ですね。何件か相談事があったのかどうか。具体的なこの事業に乗せるまでには行かなかったのかどうかですね。そこら辺、ちょっと詳しい説明をお願いいたします。

#### ○片渕克也財政課長

お手元の説明資料の12ページに記載しております。これも先ほどの県の事業を活用した緊急雇用対策事業でございます。これはいわゆるこの事業はセットになっておりますので、雇用だけじゃなくていわゆる研修、それと処遇改善というふうな、そういったメニューになっております。これを活用して2つ以上の事業をせんばならんというふうなことになっておりまして、1つは今先ほど申し上げました行政放送の魅力アップ事業、そしてもう一つはここのいわゆる公設民営保育所の保育士の処遇改善あるいは研修という形で活用をするというふうな予算構成をしております。

以上でございます。

#### ○百武和義総務課長

まず、63ページの委託料のところ、一番下ですね。空き家撤去工事設計委託料、頭出しの1,000円ですけれども、これにつきましては白石町空き家等の適正管理に関する条例、これを昨年4月1日から施行をしておりますけれども、この中で以前に御説明をさせていただいたと思いますけれども、代執行を町のほうでかわって撤去をする場合に設計委託料が要するというので、ちょっと頭出しの1,000円を上げているものでございます。

それと、次の64ページの一番上、工事請負費の空き家撤去工事費1,000円、これも頭出しですけれども、これについては町のほうから助言、指導、勧告などを行った結果、所有者の方が経済的な理由で解体ができないという場合に工事費、済みません。ちょっと間違えた。これも済みません。代執行のときの工事費でございます。先ほど言いましたのは19節のところの一番下、空き家除却事業費補助金1,000円、これが先ほど言いました経済的な理由で空き家を撤去できない方に対する補助金ということで、ちょっと頭出しの1,000円を上げているところでございます。

相談件数等についてはどうかという御質問でございますけれども、平成25年度条例施行以来、現在まで相談が11件あっております。このうちに一応解決まで至ったものは1件でございます。ただ、この条例をもとに助言、指導、勧告、命令、こういったところまではちょっとまだ至っておりません。今現在、この報償費のところは上げておりますけれども、連絡会議ということで書いておりますが、検討委員会の設置要綱をつくりまして、その委員会の組織づくりは一応したところでございますけれども、今現在はその条例に基づくところまでは至っておりません。ただ、この11件全てについてはもう所有者がわかるものについてはすぐ通報された方なり、近くの方々に所有者の方を確認して、わかった場合はその所有者の方に連絡をして、撤去なり片づけとか、そういったものをお願いはしておりますけれども、なかなか進んでいないという状況です。これについては全国というか、県内の全市町もなかなか進んでいないという状況でございます。うちのほうが佐賀県西部地区でこれは伊万里市と、それから杵藤地区4市4町で検討のための協議会を設置しておりますけれども、これのほうでちょっとまず先進地といいますか、福岡県のほうですけれども、今月20日の日に先進地視察ということでちょっと勉強もしに行くようにしております。それと、きょうついさっき情報が入りましたけれども、国のほうで空き家対策の法律が今国会に提出されるという情報が入ってきたところでございます。それで、その中身についてはまだ確認は何もしておりませんが、例えば所有者を調査するのに個人情報等の関連で今現在非常に難しいものがございまして、そういったところが緩和されて調べやすくなるのかなとか、そういったことはちょっと期待はしておりますけれども、その法律がぜひ施行されて市町村の動きやすいようになればということで考えておるところでございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○片渕 彰議員

ページは60ページですけどね、今までの吉岡議員さんたちの関連になりますが、ちょっと腑に落ちないんですね。この制作の委託料というのがですね。この市町村、今白石町はこれいただいているんですが、20市町の市町村のほうですよ。これを雇用創出の2名の分でいろんな市町村が手を挙げているのか、何市町村ぐらいあるのか。それともう一つは、実際そのそういうケーブルとかいろんなところで雇用を生み出せるような人材が不足しているのかどうか。その辺がなかったら本当絵に描いた餅みたいなもので、だからその辺の市町が何カ所ぐらいしているのか。実際のそういう業界のほうで人材が足りないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

### ○片渕克也財政課長

県下の応募、この事業の応募状況というのはちょっと今把握しておりませんので、あともって御報告をしたいと思います。

そして、この事業が従来直接町が雇用して職業安定所に応募がある分を直接町が面接試験をして雇用して短期間1年以内でございますけども雇用して、いろんな事業を行ってきております。例えば道路とか水路の除草作業とか、そういうふうな集中的にやってきております。それからまた、業者の方に委託して新規に職安から募集してきた人たちがそういった事業にやった場合は補助しますよというふうな、直接雇用的な事業があっておりますが、最近というか、今回の県の要綱等を見ますと、いわゆる技術を身につけて短期の雇用じゃなくて技術を身につけた長期雇用に結びつくような事業内容でないと採択ができないというようなことで研修というのが必ず項目に事業費の何%、何分の1以上というふうな内容で入っております。ですから、そういった内容に合うように今回ちょっと両方とも保育士の処遇改善あるいはその行政放送の魅力アップ事業、両方ともなかなかケーブルテレビの内容も以前と比較して非常におもしろい内容になっているかと思っておりますけれども、やっぱり専門に勉強してそれぞれのそういった学校とかも出ておられますので、実地はまだ最初だと思いますけども、さすがにいい番組だなというふうに私も思っておりますけれども、続けたいと、もう一年続けたいと、それ何かそういった事業がないかなというところで、補助事業はないかなというところで今回の緊急雇用対策という県の基金事業を活用させていただきたいということで計上しております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○井崎好信議員

説明資料の70ページ、先ほど久原議員の質問もございました婚活のサポート事業についてでございます。

私も本当に私を含めて今まで過去同僚議員、いろんなこの婚活については一般質問もあっておりましたが、ようやく腰を上げられたというふうに思います。これも町長の肝いりというようなことで始めているというふうに思います。今回、サポート、あ

るいはまた婚活推進協議会によるイベントというふうなことで、久原議員もおっしゃっておいりましたけれども、こういったイベントをしてもなかなか成功に結びつかない、今までの実態がですね。お祭り騒ぎというか、お祭りに終わっているというふうな気がいたしておりました。こういったイベントに開催する人たちももちろん晩婚化、あるいは若い人からある程度幅広く参加されると思いますけれども、成婚というか、自分を自己PRをできる人が女性の心をつかむといいますか、なるだけ積極的な人ですね。おとなしくて消極的な人はどうしてもそういった自己PRできないというマイナス部分といいますか、そういった分もあるかと思えます。1つ、このサポーターを公募で募るというふうなことでございましたが、そういった私は一つの提案でございますが、イベントももちろん大事かと思えます。お見合いといいますか、このサポーターイコール仲人さんと、仲を取り持つ世話人さんというような方、これは私が合併したすぐごろに一般質問して仲人制度を設けたらというふうなことでも申したところでございますが、そういう世話人さん、仲人というような考え方から、地域にそれぞれ一番事情をよく知っておられる方、区長さんなり駐在員さんがいらっしゃるわけでございます、あそこに娘のまだなっとらんとのおえとか、あそこにまだ息子はとっとらんばいとか、いろんな事情、その家庭の事情を含めて周知をされている方がいらっしゃるかと思えます。そういう情報を集めて、仲人さん同士がお見合いをさせるといいますか、今回県のほうでもそういう、これは有料のサイトをするというふうな登録制にして1対1のお見合いというふうなことも新聞に掲載をされておりましたが、そういったこともイベントも大事でしょうけれども、そういう仲人制度といいますか、そういった1対1のお見合いをしていただいて、そういった形でしたほうが成婚率が上がるんじゃないかなと。お互い仲人さん、世話人さん同士の情報交換をして、これは一つの方法でございますが、そういったことも考えていくべきじゃないかなというように私は思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

### ○相浦勝美企画課長

ありがとうございます。世話役、昔の仲人さん、1対1で見合いをとずっと考えているところでございます。世話好きさんを進んでもうおせっかいやきさんをつくらんばいかなかなと、今議論をしています。世話やきさんは紹介する、断られてもおせっかいと言われるような人たちをぜひ望んで探してみたいと思っております。公募は10人程度しますが、残り5人、もう実際いろいろ話をさせていただいて、直接お願いをする人も出てこようかと思えます。そういう人たちをぜひ集まっていただいてサポーターとお願いしたいと。1対1のお見合いもいいたろうという提案でございます。もちろん毎月1回するサポーター会議にはいろんな情報を持ち寄って、今おっしゃいました、もう1対1でこの人たちはようなかろうかいというのがあればもうその地域のサポーターさんが設定をすると。もうすぐ今夜でもお食事会行こうかと、そういうお見合いもいろいろ難しい問題はありましようが、そこまで一応考えてはおります。以上です。

### ○井崎好信議員

そのサポーターの方もやはりバランスよくといたしますか、地域に例えば偏らんで駐在員さんというだけというのはまた別で、いろんな幅広く余り偏らん形でサポーターを募集というよりももう指名してでもお願いしたらというふうに思います。よろしくお願いしときます。

### ○片渕 彰議員

ページ、60ページ、先ほどの吉岡さん、岩永議員さんが質問されたとおり、何かちょとぴんてくるのがないんですよ。というのは、私さっき質問の中でここに雇用ですね。研修をして1年間、じゃあそこ、そういう業界のどのくらいのあきがあるか、雇用をしたい、この企業ですね。企業誰もとり手のなかとてこういう事業だけしよったっておかしいんじゃないですかって言いたくないですよ。大体これ自体は県の職業安定所がこういう事業をずっとしてこられたですよ。そこであればちょっとわかるんですけど、白石町で例えば白石町でこの雇用とするなら、いろんな商工業とかいろんな業種があった中で、じゃあ手を挙げてうちはこういうことをやりたいから事業をして、この研修をやりたいから白石町の町の産業に寄与することであればいいでしょうけど、幾らこのセットになっているからというて、どのくらい的人数が佐賀県でその応募をされるか。2人って20種で40人、それだけの業界が実際足りないということとあるかどうかですね。だから、先ほどそれちょっと言うたんですけどね。わからんならわからんということの返事をしてもらわんと、何遍でもこれもう一回しか私ないんですけどね。その辺をちょっと答えてもらわんと、この金額が幾ら佐賀県でも県からの補助といっても、ちょっと本当無駄遣いじゃなかろうかというようなことも考えられるということですね。だから、その2人についてはいいでしょうけど、その2人、1年間した後、何も就職する機会もなかったというふうな、余りにも事業自体がおかしいんじゃないかと思うんですけど、そちらのほうどうぞお願いします。

### ○片渕克也財政課長

先ほどの県内の状況についてお答えします。

今、13市町が手を挙げているというようなことでございます。それぞれの事業のどういった事業をしているかというのがちょっと公表できないというふうな、市町村ごとにかなりいろんなその町に合ったとか、あるいはユニークだとか、そういった発想を持ってされておられると思います。今回の事業を実施して、その後の雇用にどのように結びついているのかというふうな御趣旨の質問だと思いますけども、その点についてはちょっと現在今年度からこのような形態で、今年度の事業からこのような形態で始まっておりますので、ことしの要綱は新規に事業者が採用したのものについてその人たちのいわゆる研修ですね。技術を身につけさせるというふうな、そういった今年度の趣旨はそういった事業で、ですから委託先のケーブルワンさんが今来ておられる方は新規に雇用されて、そしてその方たちをとという特別の指名をして、指名というか、この事業をやってもらうことによって技術を積んでもらうというふうな趣旨でございます。ただ、次年度の事業は新規の雇用、要綱には新規の雇用というのは多分なかったかと思っております。いわゆる研修と処遇の改善、あるいは新規の雇用、人件費ですね。



それと研修費をセットで、しかも2つ以上の事業を複合させて町が取り組む場合というふうな制約がかかっております。

以上でございます。

#### ○片瀧 彰議員

いろんな市町、ページ、60ページでそのままでよろしゅうございますか。13市町のほうで手を挙げられているというふうなことでございますが、話を聞いてたら別にこの情報あれじゃなくてもいろんな事業をできるということですよ。行政放送番組じゃなくて、その各市町村のほうでどういうやつを取り組むかということができるといことでしょう、雇用された分。そんなら何で、私はちょっと以前から吉岡さんのさっきの委託情報、この推進委員の費用等とか考えた場合、そこまで公共でこれだけのケーブル網をしてやって、地区で言うたら有明のほうは2社でやられたんですよ。そのときの加入率はものすごく高いんですよ、業者の方の。白石と福富のほうがちょっとなかなか伸びなかった。余りにも至れり尽くせりして、そこまでして果たして企業倫理というんですか、企業は企業の倫理というのがあるし、企業努力というのがあるんじゃないですかね。だから、先ほど吉岡議員さんも言われたように、これはつける意味がないんじゃないですかというようなことにも私はとり方としてはとれるんじゃないかと思うんですよ。ですから、この放送をどういった方向づけをどうしたらしましょうとか、その人たちはずっと白石町の番組なりに恐らくずっと2人ともおんしゃつですよ。ほかのほうには例えば会社がもう雇うとつとでしょということによそにも行くということでしょうからね。だから、そういうことで考えれば何で白石町でこれを取り上げんといかんかなというような気もしますが、その辺について率直な気持ちで企画課長、どうですか。

#### ○相浦勝美企画課長

こういう有利な事業があるということで、そしてさらには白石町は行政放送の番組収録を職員でやっている。せつかく引いた行政放送の設備を職員で一生懸命頑張っていますが、もっと洗練された番組にならないかということで一生懸命努力をしていますが、そういう中にこういう緊急雇用の事業、有利な事業があると。全額見てもらうと。そうですかということで飛びついたような感じをお願いをしたと。しかし、この技術はもちろんケーブルワンだけではありませんので、ちゃんと委託については入札をしております。番組をつくる、研修もできる会社というのは去年は3社ぐらいありましたので、3社入札で決定をいたしました。ですから、今回は去年はケーブルワンにお願いしましたが、新年度はどうなるかわかりません。メンバーもかわるかもわかりませんし、そういうことでございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

関連してですけれども、そしたら今の2人にあと2人ということですかね。4人になるということですか。

それと、将来的に今ケーブル放送が委託契約をあと何年残っていますかね。あと3年以上は残っていると思いますが、そのときにはもう町独自で運営していきますよと、もう運営委託しませんよ、やはり運営をお願いしとったけれども、もう町でできるような体制づくりを今準備しているのも戻ってらっしゃいよと、そして町で雇って、もう町で直営でやりますよという考え方なのか、そこら辺町長どういうふうにお考えですか。（「休憩しゅうか」と呼ぶ者あり）

**○白武 悟議長**

暫時休憩します。

14時24分 休憩

14時50分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

59ページから64ページ、徴税費の前まで質疑ありませんか。

**○相浦勝美企画課長**

先ほどの溝上議員さんの廃止路線代替バスの状況についての質問について数字を申し上げておりませんでした。職員が実際乗り込んで乗車人員を調べているのがあります。23年度は年間1万7,484人です。24年度が1万5,374人、25年度が1万5,108人、微減ですけど大事なあれで定着しております。

以上です。

**○白武 悟議長**

それでは、質疑は終わったようでございますので、ページ、64ページの徴税費から74ページの民生費の前まで、ただし68ページと69ページの戸籍住民基本台帳費は除きます。ここで質疑ありませんか。

**○片渕栄二郎議員**

予算書、66ページですけれども、説明資料でお願いしたいと思います。説明資料4ページ、ファイナンシャルプランナー委託事業でございます。これは説明が専門家による月三、四名を対象にした相談会を開催するというような説明を受けておりますけれども、この三、四名に対して滞納額の大小にかかわらずこういったことを対象者として相談をされるのか、その辺をお願いしたいと思います。

**○門田藤信収納対策専門監**

事業内容説明書の4ページ、それと予算書のほうの66ページ、13節の委託料、ファイナンシャルプランナー委託料として64万8,000円を計上させていただいております。

このファイナンシャルプランナー事業と申しますのは、ちょっとそこに事業内容のほうに説明の不足もありますので、若干ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。ファイナンシャルプランナーと申しますのは、債務者のライフスタイルとか価値観、経済環境を踏まえながら家族の状況、それから収入と支出の内容、それから資産、負債等の現状を分析しながら生活設計の目標を達成しながら不安や問題を解決し、長期的かつ総合的な視点でさまざまなアドバイス、それから資産設計、こういったものを行いながら支援していくというふうなことになります。必要に応じて弁護士、あるいは司法書士の方、あるいは社会保険労務士、あるいは不動産の専門家、金融のプロの方、こういう方を各分野の専門家のネットワークを生かしながら個人の夢あるいは目標に基づくライフプランを前提にその実現のために包括的なつながりによって必要なファイナンシャルプランニングを行う、こういったものが一応事業の概要になっております。

今回、うちのほう、今現在滞納者数につきましては現年度、過年度合わせて滞納者のほうが今1,768名ということになっております。この中からうちのほうでこれまで行いました納税相談、あるいは納付の状況、そういったものを考慮しながらこのうちの今回は初年度ということもありまして約2%、いわゆる34名の方を対象に一応予定をしたいというふうに考えております。その内訳といたしまして、事業者、いわゆる営業をされている方、あるいは農業をされている方、この方たちが約14名ということで滞納額にしまして約3,700万円、それから勤労者、いわゆる給与所得者ですね。こういう方が14名ということで約1,420万円、それから年金受給者の方が3名ということで450万円、それと現在職につかれていない無職の方、この方たちが3名ということで640万円、これは本税と附帯金としまして督促手数料、あるいは延滞金まで含んだところですけども、合計で6,210万円程度を一応対象として今年度取り組んでいきたいというふうに一応考えております。

以上です。

### ○片渕栄二郎議員

2番目の事業内容の中で業務内容、金融対策、ライフプランの見直し、年金対策、経営安定対策というような業務内容を掲げておられますけれども、この年金対策はちょっと私理解がしがたいわけですがけれども、この年金対策についてお考え方をちょっと確かめたいと思っております。

### ○門田藤信収納対策専門監

滞納者の方につきましてもさまざまな形態が出てくるかと思っておりますけれども、先ほど議員さん申されましたように年金対策、こういったものにつきましましてはいわゆるこれも金融関係の一つになるかと思っておりますけれども、相談等、これまでの納税相談等を実施したところによりますと年金等を担保にされて金融機関、あるいは消費者金融といえますか、そういったところからの借り入れ等があられる方もいらっしゃるようです。町といたしましても、そういったところまで含めたところで一応今回この事業に乗せて進めたいというふうにとちょっと考えておるところです。

済みません。あともう一つですけど、そういったことで特に消費者金融等においてはよく今テレビ等でも放映されておりますけども、過払い金の請求ですね。過払い金につきましては最終自分が払い込んだときから、それも時効が決まっています約10年ですかね。10年を経過するまでの間にそういった請求等を行えば過払い金の減額あるいは全額完済していらっしゃる場合につきましてはそういった還付といいますか、取り戻すことができるような形になっております。そういったことができたところで税のほうへの充当とか、それかそういった減額ができた分については分納されている方につきましては分納の増額、そういったことも考えながら行いたいというふうにご考えております。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○大串弘昭議員

65ページの一番下の23節のところ、ここに過年度の過誤納金及び還付加算金とありますが、670万円上がっておりますが、その件数と内容についてお尋ねをします。

#### ○吉原拓海税務課長

65ページ一番下の過年度過誤納金及び還付加算金の670万円についての内容について御説明申し上げます。

当然町税につきましては、遡及でさかのぼって課税する遡及課税、それからもう一つはさかのぼって還付するという部分があります。特に町民税についてはそういうこと、それから法人税については中間納付がありますので、その分について還付するとか、また固定資産税については当方の課税誤りと、過去にあった分につきましては医療機関についての介護保険施設の課税誤りについて、ちょっと金額についてははっきり覚えておりませんが、200万円近い数字を還付したのがあると思います。そういうふうなものについて還付をいたしますけど、一応ことしの予算につきましては町民税分が250万円、法人税分が350万円、それから固定資産税分が60万円、軽自動車税分が10万円、合わせて670万円を計上いたしております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝上良夫議員

予算の状況で、済みません。64から65、66、税務総務費マイナスの1,117万円、賦課徴収費マイナスの1,773万円、この要因、賦課徴収費を見てみると今度新しく口座振替推進報奨金あたりふえておりますけども、1,773万2,000円の減額の要因をお伺いいたします。

## ○吉原拓海税務課長

まず、66ページ、賦課徴収費のほうを御説明いたしたいと思います。

1,773万2,000円の減額というふうなことでありますけど、8節の報償費、口座振替推進報奨金ということで344万5,000円組んでおりますけど、ここに昨年までは前納報奨金というのを組んでおりました。その分がこれは新規ですので約1,300万円を減額しているところでございます。それともう一つ、13節の委託料、ここの中に平成27年度評価替えがありますので、25年度は評価替えに係る不動産鑑定委託料というのが約780万円ぐらいですか、を予算計上しとったもんが今回ありませんので減額というふうなことであります。

税務総務費につきましては1,117万7,000円の減額、64ページでございます。なっておりますけど、これにつきましては職員給料のほうが若手に幾らかかわっているというふうなことだと思いますけど、給料のほうで約500万円程度、それから職員手当につきまして昨年度と比べまして約500万円程度の減額、それから共済費につきまして約200万円程度の減額になっております。

以上です。

## ○白武 悟議長

ほかございませんか。

## ○井崎好信議員

説明資料の68ページ、口座振替推進キャンペーン事業で478万9,000円ということで組まれております。これは事務の簡素化、あるいはまた納付率の収納率の向上に非常に役立っている事業だというふうに結構な事業だと思いますが、一つのケースとして口座振り込みをしとつても、その月によっては口座残高が少なくて落としができないというふうなケースもあるかと思えます。最終10期でございますが、最終10期終了時点での確認をしてこの商品券といいますか、を差し上げると報奨として差し上げるというふうなことでしょうか。

## ○吉原拓海税務課長

説明資料、68ページ、口座振替推進キャンペーン事業ということで今回新規事業というふうなことで上げさせてもらっております。この件につきましては説明のときにも申し上げましたけど、前納報奨金を前納報奨制度というのはまだ残しておりますけど、前納報奨金を廃止することによりまして前納報奨をする方が減るだろうというふうなことがあります。それともう一つは、納税組織の運営交付金を差し上げていた関係でどうしても口座振替推進の強力なキャンペーン、推進ができなかったという一つの理由がありまして、今回口座振替の推進をすることによって10回納付をされる方が納付書を毎回毎回10回ずつ送るわけですね。その分を軽減ができるというふうなことで今年度中に口座振替の手続をされた方について交付したいと考えております。議員御質問の中で最終的に納付がされた方というふうな形じゃなくて、特に26年度、今年度1年間4月から来年の3月末までに口座振替へ変えられた方には全て交付したいと

思っております。ただ、その中には滞納者もおられると思うんですよ。滞納がある方についてはこの交付金については支給できないというふうな要綱を作成していこうかと今考えております。

以上です。

### ○井崎好信議員

その振替口座をされた方も完納された方じゃないということで理解しております。それじゃ、26年度に滞納が例えばあった方、一月でもあった方に対してでもやると、そういうことですか。果たしてそれでいいものか。ちょっと問題じゃなかろうかなと、10期終了した時点で完納された方にやったほう、それはもちろんキャンペーンのことからいけば事前にやるという形がいいかもわかりませんが、やったあげくは完納できてないというふうなこともケースとして考えられるというようなことかと思えます。

もう一点、役務費が通信運搬費が134万4,000円と、非常に高額になるわけですね。やっぱりその簡易書留でその商品券を郵送するということが簡易書留だろうと、お金に変わらないということかと思えますが、何かこの方法、もっと安くなるような、商品券は340万円、これも結構なこと商工振興のためにもプレミアム商品券にかかわることかと思えますが、この運搬費ですね。その商品券の40%近い金が運搬費に係るというのも1つ問題で、これは何か商工会からでも配達でもして、それは職員さんでも近くの人に配達でもできないものか、ちょっと非常に高額、簡易書留となれば切手代が高くなるというようなことからだと思えますが、もうちょっと何か考える必要もあるんじゃないかなと思えますが、その辺いかがでしょうか。

### ○吉原拓海税務課長

まず、1点目の滞納者という問題でございますけど、基本的に滞納者にやらないというこの目的につきましては税額を減額して1,000円やるというふうなことじゃなくて、口座振替の推進を口座振替に手続をしてもらった方に1,000円の交付という考え方のもとに当然前、納税報奨金というふうなのがありましたけど、納税報奨金についてはどうしても税金をまけるというふうな意味合いがありまして、どうしてもそれについてはもう廃止させてもらいたいというのが合併してすぐあったと思えます。そういうふうなことで、税額に対してじゃなくて口座振替をやったことについてのお礼ということで商品券の1,000円分をやるということで、まず最終的に滞納があっても交付したいというふうなことで考えております。

もう一つ、滞納があっても、今収納対策係というのを県との合同の中でかなりしっかりできてまいりましたので、預金口座がこれでわかる。それから、そういうふうなことで差し押さえとかいろんな調査も今やっていますので、強力にそこら辺は推進して、できるだけ滞納がないように努めていきたいと思えます。

それともう一つ、この商品券の配付についてはいろいろ私たちも考えました。どの時点でどういう形で手渡した方がいいのかというふうなことでいろいろ考えました。ただ、この対象者をどこまで広げるかというふうなことで考えましたところ、集合税につきましては10回で払ってもらおう、普通徴収ですけど。そこの分の納税義務者だけ

を対象にしたい。特に町民税の普通徴収、固定資産税、それから国民健康保険税の3税ということは、軽自動車税は1回ですので軽自動車だけの口座振替というのは対象にしないというふうなことで考えております。こういうことを考えますと、全国というふうなことをもう規模は町内だけ、もしくは県内だけというふうなことじゃなくて全ての納税義務者というふうなことで考えますと、固定資産については遠いところでは東京とか関東とかいろいろあります。確実に相手の手に届く方法というのはどういう方法がいいのかというふうなことで簡易書留で必ず手渡しができる。そして、手渡しができなかった場合は戻ってくる。そして、戻ってきた場合は必ずこちらから何らかのアクセスができるというふうなことで、そちらの方法にした方がいいんじゃないかというふうなことで、商品券に比較しまして通信運搬費が約3分の1ぐらいありますので、高額ですけど確実に届く、後から問題が起こらないというふうな方法をとらせていただきたいというふうなことで考えております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、9款の消防費、ページ、144ページから147ページまで、及び177ページから187ページまで質疑ありませんか。

**○溝上良夫議員**

ページ、146、147、説明資料の1ページですね。

**○白武 悟議長**

何ページ、説明資料。

**○溝上良夫議員**

146、147、予算。予算書。防災費、説明資料の1ページ。一般質問で質問をしたので関連で質問します。事業内容に災害時用の備蓄品、災害時に備えて食料等を備えるとあります。これ今備蓄品ありますけども、新たに備えるという理解をしておりますけども、これ救命ボートの件で言いましたけども、避難所に置く予定はないものかどうかですね。庁舎にふやすのか、避難所に小学校あたりに備蓄をするのか、そこら辺をお伺いをいたします。

**○百武和義総務課長**

備蓄品の保管庫について保管場所についての御質問でございますけども、今現在備蓄品につきましては、特に食料とか水関係については庁舎の1階の倉庫のほうに備蓄をいたしております。今回、平成26年度についても備蓄品としてアルファ米を買うという予定にしておりますけども、この保存場所についても庁舎のほうに置かせていただきたいというふうに思います。各避難所のほうへはその災害の程度にもよりますけ

ども、必要なときにもう職員が配布をするということで今のところ考えているところ  
でございます。

#### ○溝上良夫議員

前回も言いましたけども、庁舎の1階のほうに備蓄されているということで、水害  
の場合1階に置いておいて大丈夫なのかという質問をしましたが、そのことは考  
え直さないで1階に保管するのか。水とかなんとかは1階でもいいと思います、最低  
ですね。食料品関係は1階に置いてて大丈夫なのかなという気がしますけども、重た  
いかもしれません。もしもの場合、備蓄はしていたけども役に立たないというふうな  
ことにならないようにぜひ考えてもらいたいと思いますけどもお考えはどうでしょう  
か。

#### ○百武和義総務課長

備蓄品につきまして、特に食料関係につきましては完全なビニール包装というこ  
ともあります。それと、今年度保管のラックといたしますか、ラックのほうを購入いた  
しまして少し底が高いラックを準備をいたしまして、そのほうに備蓄をしております。  
そういったことで、もう何十センチという浸水があればつかるともわかりませんけど  
も、先ほど言いましたように完全にビニール包装されているということで、その包装  
された箱等は少しぬれたりするかもわかりませんが、中身については十分対応で  
きるということでは考えております。そういったことで、ちょっと非常に先ほど言わ  
れたように重いということから、2階、3階へはなかなか場所の変更はできないとい  
うことで考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○吉原拓海税務課長

さっき井崎議員のほうから口座振替推進キャンペーンについての滞納者について御  
質問があった中でちょっと1つだけ私忘れておりましたけど、申請時に口座振替の申  
請があったときに滞納があれば交付しないということで要綱は作成しようと思っ  
ております。交付について今考えているのは年度末に交付するというよりも効果的  
には2カ月ごとに例えば4月、5月分を6月か7月ごろに交付する。それで、2カ  
月ごとに交付していけば波及効果というふうなアナウンス効果もあるというふう  
なことで考えておりますので、早目にこちらも交付したいというふうなことがあ  
りますので、最終的に年度末の滞納まで待つというのはちょっと無理だとい  
うふうなことがあります。それで、申請時に滞納がない人であればある程度我々  
も大丈夫じゃないかなというふうなことで考えておまして、そういうふうなこ  
とで行きたいと考えております。

以上です。



○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

以上で本日の議事日程は終了をいたしました。

17日も議案審議となっております。

本日はこれにて散会をいたします。

15時25分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月13日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 大 串 弘 昭

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭